明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE No 4207

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. I. JANUARY, 1902.

VOL. XV.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

明治三十五年

一月二十日發行

第拾五卷

第一號

監獄協會發行

第十五卷第一號目次　（一頁）

○會說……（一頁）
●新年の辭

○論說……（二一頁）
●精神病學より觀察したる犯罪者の處遇方法（於監獄茶話會）……醫學博士　片山國嘉
●獄事の經歷（於監獄茶話會）……醫學博士　石澤護吾

○談叢……（三四頁）
●普王ヴヰルヘルム四世ノ監獄事業に對する効績……岳洋生
●小野典獄の死去に就て……同　上
●普國議會の監獄關係問題に對する態度……同　上

○雜錄……（四六頁）
●本誌附錄に就て
●三十四年監獄小史……松野綠
●典獄諸公に與ふるの書……別天生
●巡見雜誌
●譯獄報告例の制定に跋き……和田生
●獄事小話

○統計……（六五頁）
●明治三十四年十一月末日現在全國在監人員表
●明治三十四年十一月中外國人國籍區分表
●明治三十四年十一月末日全國囚人刑名別
●明治三十四年十一月分上訴人員調

○批評……（七一頁）
●看守訓授筆記（藤澤典獄著）

○雜報……（七二頁）
●數十件

○監獄法令……（八二頁）

○叙任辭令……（八五頁）

○會報……（八六頁）

第拾四卷第十二號目次　（一頁）

○會說……（一頁）
●謹晩の辭

○論說……（二頁）
●久保田監局長演說速記　前號の續　（於典獄會議）
●火災に就て　有馬四郎助
●所謂監獄の通弊なる者に就て　印南於菟吉

○雜錄……（三頁）
●英米二國の監獄作業に對する觀念方針
●監獄内の食糧に就ての誤解
●監獄火災の惡識
●亂暴騷落者生の犯罪
●監獄統計の取扱方並に年報報告表調製に付注意事項　和田生
●獄事短評　別天生

○海外通信……（四頁）
●四人の訓戒及處罰

○統計……（英國ハアード協會報告）（五頁）
●明治三十四年十月末日現在全國在監人員表
●前表在監人員ノ内外國人ヲ國籍分スレハ左ノ如シ
●明治三十四年十月末日全國囚人刑名別
●十月分上訴人員表

○感化、保護……（六頁）
●茨城縣保護會への寄附
●愛知感化會
●福鎌名古屋地方裁判所檢事正の談

○雜報（數拾件）……（七頁）

○叙任辭令……（五八頁）
●數件

○寄書……（八頁）
●四人看護書籍の撰擇……埼玉縣監獄署文武講習會報告
●四人改善ノ一大要素（清潔法ノ勵行）……井上榮次
●獄務は學理出身者をして能く當らしむへき所にあらさるか……愛知縣　平民主人稿

○會報（數件）……（九頁）

監獄協會雜誌第十五卷第一號　（明治三十五年一月二十日發行）

會說

○新年の辭

本會茲に復た新歲の賀辰に遭ふ、創設以來拾四年間の星霜を屈みれば花として夢の如しと雖も段一段進歩の傾嚮あるを見る、殊に客歲獄事の大に觀るに足るべきものなしと雖も歩一歩健全の地歩を占めつゝ漸次進行の態度を採り來りたるは事實にして寔に同人諸君の結合愛勵なるを致したるの結果に因らずんばあらず」世運の變換極りなく地軸の一轉は益々文明の曙光を放て四海に洽ねからむとす、世界に國を建つるもの四拾有餘、何れの地にか犯罪なからむ、一定の理性に基いて犯罪を撲滅若くは防遏するは實に吾人人類をして最善至美の域に進ましむる所以のものならずや、博愛は豈獨り歐洲の旗幟のみならむ、東亞先づ擧んでゝ之が模範を彼に示す、また文明の一助たらずんばあらず、慈善は豈獨り基督敎國のみの專占ならむや、日州先づ抽んでゝ之が準則を彼に示す、また仁道の一兆候たらざるなきを得むや、監獄は寔に國家事業たるのみならず社會事業の典型たり、二

十世紀の第二年を迎へたる吾人同志は茲に共に力を戮せ此の社會事業に傾注せずんばあらず、茲に謹みて聖壽の無疆を祈り終に同人の清福を希ひ愈々益々其の志望をして所期に近邇せしめむことを誓ふ

論說

○精神病醫學より觀察したる犯罪者の處遇方法（於監獄茶話會）

醫學博士　片山國嘉

本日、此席に於て何か講話を致すやうにと云ふ御注文でございました至極結構なことでございまするから私も進んで參つた譯であります、併し其の事柄に就きましては何を申さうか一定の演題を見出すと云ふことも一寸むづかしうございましたから、別に是と極つた一つの題を掲げませぬで色々な事を申上ることに致さうと思ひます、併し重もに此の精神狀態と又犯罪人の取扱方に就て我々の側から考へた所を御參考に述べやうと思ひます此の精神狀態即ち人々の精神の有樣と云ふものは實に種々樣々でありまして如何に分類をして見ても是ならば宜いと云ふ精神の種類別けと云ふものは殆んど出來ない譯であります詰り十人は十色、百人は百色でありまして到底本當の眞い分類は出來ませぬ詰り分類の出來ませぬのが當然で如何なる分類法と雖も其の分類法の出來たのは人工である、第一に御話するは種類別けでは出來ぬもの、出來したものは人工で到底細かい分類は出來ぬと云ふことを御承知を願ひたいのであります、併し是が實際ではありますが、刑法の如きものに於ては何とか境を附けて置かなければ實際上差支があるから、是迄の刑法は凡そ精神狀態を二つに分けまする、即ち是非の辨別ある者、無き者、斯う云ふ具合に別けてある、是非の辨別が無くて犯罪した者は其罪を問はぬ、是非の辨別が有つて犯罪した者は其罪を問ふ、外國でもさうてありまする、言ひ樣は違つて自由の意思無き者、自由の意思有る者とあります、刑法に此の二つの大別がございまする、是が若し差支なしに實行の出來るものであれば誠に文字の上から、言葉の上から申しまするれば、はつきりとした好い區別でありまする、言葉の上では如何にも、はつきり致して居りまするけれども事實に於て此の區別が出來るか、是は自由の意思有る者又は無き者と云ふことに劃然とした區別が出來れば誠に結構な事てある、處が實際に於ては其のはつきりした區別は出來ませぬ、其れが出來ぬ爲に法文の上では立派な區別があるが實際に於ては其の區別がはつきり出來ぬ爲に裁判上種々不都合な結果を生じまする、例へば茲に一の重罪犯がある、其れが是非の辨別有る者は死刑、是非の辨別無くして重罪の行爲ある者は無罪と云ふ

區別であります、其の區別の出來る者は宜いが其の區別の出來ぬ者が實際に就て見れば澤山にあります、何れの部類に算入して宜いか、其の中間の處に彷徨て居て如何にも所屬を極めることがむつかしい、其の結果、極瑣細な見込の違ひから甲の裁判官は之に死刑を宣告する、乙の裁判官は之を無罪にすると云ふ樣な同じ犯罪であつて無罪と死刑と云ふ樣な非常な相違を生じて來ます、其の相違は非常であるが其の起る根源は甲乙兩方間の心證の作り方が一寸甲に傾いた乙に傾いたと云ふ瑣細な所から大相違を生じます、此の大相違は瑣細な點から起る、其の區別は文字の上から立派にあるが事實に於て境がはつきりせぬ其境の分明でない所からであります、無罪と死刑との相違を生ずるは一國の上から決して嘉すべきものではない、假令瑣細な點から起つても此の如き大相違の生ずるのは忌むべき事と思ひます、私の考は假令間違つても其の相違の此の如く大でない樣に致すことにしたいと思ひます、重罪と輕罪、輕罪と無罪との相違は止むを得ぬとしても、死刑と無罪とは如何にも懸隔が多う過ぎます、此の間違の生ずるは詰り精神狀態の分類の仕方に依ります、今日有と無と別かたうとするから大相違を生ずるのであります、此の大相違を生ずるのが不都合と致す以上は何うかして此の不都合を除きたいのであります、之を除くには何うするかと云ふに分ち方を今のより眞く する、完全な分類法は無いと申して宜い、唯々現今に比して比較的好い分類法を作

るのであります、假令甲乙裁判官の間に相違が起つても重い罪と輕い罪、輕い罪と無罪の相違位にしたい、然らば如何にすれば此の現今のよりも眞い分類法が出來るかと申しますると、其の有無の中間に一つの中間のものを認めるのであります、即ち是非の辨別ある者を健康の精神の者とすれば是非の辨別なき者即ち病的の精神其の病的と健康との中間の者健康とも附かず又立派な病的とも附かぬ間の者を認める、是も殊更に中間の者を作るではありませぬ、實際に於て中間の者が澤山に有るのであります、此の中間の一種類を設けて即ち意思の自由の有る者、無い者、稍々有るけれども完全でない者と云ふ樣な即ち三つを認めるのであります、其の三つの區別を了解し易い爲めに圖を以て示します



現行の刑法に據て分けますると圖の上に示す如く健康の精神の者と病的の精神の者即ち自由の意思ある者と無い者との二つに分けるのでありますが、之を圖の下に示す如く更に三つに分ける、此の三つに分けると少しの違ひから死刑となり無罪となる者は此の中間の部類に屬する者であります、能く斯う云ふ者を調査して見まするに全く健全の者と見るのも不當である又全くの精神病者と云ふ程、判然とした精神病者でもないと云ふ樣なものに多く屬します、是等は中間と認めて其罪は科するも情狀を酌量して輕い罪を科するとすれば即ち本人の精神狀態に適當した處刑で非常に重過ぎる非常に輕過ぎると云ふ事は無くなります、此の二に分け或は三に分ける別ち方は二或は三と違ひますが何れにしても是等の精神狀態を實際に能く取調ることが必要であります、之を取調るには精神の健康狀態を主として研究する所の心理學も入用である、又其の病態を主として研究する精神病學是も必要であります、要するに生理的心理學及精神病理學の力を借りて始めて此の區別を能く立てることが出來ます、此の力を借らずしては到底充分な觀察をすることは出來ませぬ、而して精神狀態を研究するには先づ第一に健康狀態から調へなければならぬのであります、其の健康狀態を主として研究するのが生理的心理學でありまず私が茲に單に心理學と言はずして生理的心理學と云ふて殊更に生理的と云ふ文字を冠せるのは心理の學問も色々ありますが此の實際刑法上或は其

他總て刑事に關して入用なのは生理的の心理でなければ役に立ちませぬ、從來多く哲學者の唱へ來つた心理學にして神經生理的に基つかぬのは此の問題を解釋するに役に立ちませぬから、夫れ故に腦髓の解剖に基ゐた心理學其れが入用である、病的でない健康精神を目的とするのは其の生理的心理學であります、其の生理的心理學に依て申しまするとの人の精神と云ふものは、哲學者に言はすれば色々むづかしい事を言ひますが、我々の言ふ生理的心理學から言ひますと腦髓の働きに過ぎぬのであります、其の腦髓が健康であれば、健康な腦髓には健康な精神が宿る、其れと同しく健康の腦髓なれば茲に生する精神も健康の精神が生します、腦髓に病氣が有れば病的精神、或は言ひ換れば精神病となる、夫れから其の中間のものは是は病理學の上からも研究して見なければならず心理學の上からも研究せねはならぬ、生理學上からも觀察し病理學上からも觀察して果して傷害あるや否やを定めます、此の見解を定めるには心理學の力を借らねばならぬ、中間の者は精神學、心理學に依らずして考へると如何にも曖昧でありますが此の心理學精神學の上から考へれば、決してさう曖昧でありませぬ、故に此の中間の精神の者之を心理、病理の力に依つて充分に研究すると云ふ事が非常に必要であります、此の必要は獨り刑法の上に必要な計りではない、刑法の上に既に今の分類は言葉の上では立派であるが三つに分けて宜からうと云ふ事を申上て置きます、

獨り刑法の上計りでなく他に於ても此の中間を必要とすることがある、普通の教育學の上にも此の中間心の者を研究することが大變必要である、此の中間心ある事を知らずして教育に從事する者は決して良い教師ではない、即ち如何に巧みに教育しても善い奏功はありませぬと云ふものは健康の兒童に仕込むものを精神薄弱の者精神病者ではないが並みの者より劣る者に普通の教育を與へるは決して良好でありませぬ、落第又落第と云ふ不結果を來します、此の如く落第を續ける或は能く調へて見ると中間の者である、今日西洋では教育病理學が開けて來ましたが其の教育病理學の重もなるものは何かと云ふに此の中間心の者を主として說いてあります、精神の狀態を能く見て精神の狀態が並みであるか、或は並より劣つて居るか其れを見分けて其れに應じて教育をせねば教育の効がない計りでなく、兒童の爲めにも悪い、薄弱の者を健康の者と同しにしては精神を勞して却て宜くない、是は別な學校に普通とは異にして其れに適當な教育を施す、さうすれば不充分乍ら普通に發達して兒童の健康を害すると云ふ様な事もありませぬ、故に此の中間心の者を研究するは刑法に入用計りでなく教育上にも入用であります、刑事に就ては刑事人類學と云ふものが近頃進んで來ました、此の刑事人類學に就て研究しても重もなる部分は此の中間心の者が重もなる部分を占めて居ります、其中に精神健康で犯罪者もあるが一番多いのは此の中間心であります、故に教育な

り或は刑事なり又社會全体の社會學と云ふ様なものを研究するにも、此の中間心の者を能く知つて居ることが必要である、斯の社會の事に於きましても往々健全な者不健全な者中間の者とを混同することがありますから社會學にも非常に必要であります、唯今申しましたのは此の三つに分けるは種々の方面に向つて必要である、殊に中間心を研究するが必要と云ふ事を廣く申したのでありますが、殊に犯罪人に就て此事を申して見ますと犯罪人に種々な犯罪人が有る其の犯罪人全体の種類を又此の三つに分けると精神健康にして犯罪を爲す者又精神病的で犯罪を爲す者或は又中間の精神を持つて居て犯罪する者斯の三通りにしますと、第一健全な者即ち十人並の精神を備へて居る者の犯罪、其の者は精神上に犯罪の要素を備へて居る者ではない故に生れつき其人に備はつては居らぬ犯罪の事が其人に備はつて居らぬで犯罪するは其の原因は多くは其人の身体精神以外に在る、其事を又了解するに便宜の爲め生理的心理を說く際に凡そ注目すべき要件と云ふことがありますから、其の要件に從つて段々觀察して見ると能く此の三つに區別の附く様になります、

一外界の刺戟
二感覺
三觀念

四行爲

外界の刺戟を感覺する夫れから感覺に付て觀念と感覺との間に聯想と云ふものが有りますが其際は除いて夫れから行爲となります感覺觀念は腦髓の働きで其の精神内に在ります、外に在るものを

外因

内に在るものを

内因

と此二つに分けます、其の内因外因何れかの行爲があつて並の人ならば無いが犯罪に於て顯はれて來る結果が即ち犯罪となる、猶ほ說き具合に於て此の行爲の前に意思と云ふ言葉を入れても說きます感覺觀念を意思と見ても宜うございます何れに隨つても宜いが茲では感覺觀念だけを簡單に書いて置きます、斯う云ふ具合に別けて申しますると精神健全な者の犯罪は精神の内部に原因は無いもので、多く此の原因は外界に在る即ち原因は外因であります、外因と云ふのは色々あつて是も細別はむつかしいが重もなるものは敎育の不良と云ふものが外因の重もなるものであります、敎育の不良と云ふのは學校敎育が悪いと云ふことを申すのではありませぬ、學校敎育は色々改良すべきものもありますが先づ普通學校敎育は精神の健康な兒童に對してはそう犯罪を釀す悪結果を來すものではない、兎に角

善い智識の發達を來すものであります、私の申す敎育は學校以外の敎育即ち家庭の敎育、社會の敎育と云ふ樣な敎育を指して言ふのであります、即ち家庭の敎育が悪いと云ふのは家の者が總て不良な考を常に持つて居り其れを何時の間にか見習つて其通りの悪い事をすると云ふ樣なのであります、色々ありますが兎に角家庭に於て實際爲して見せる所の敎育が、眼から這入る所の敎育の結果が悪いのであります、是が兒童は白紙に墨を附ける樣にどちらにも染みます、赤い物を着ければ赤くなり黒い物を着ければ黒くなります、子供の精神は實際に之を導く具合に依り良い方にも悪い方にも往きます、實際の敎育は悪事を實際に導き又敎育の不良と云ふのは不幸にして敎育する親が無い世話をする友人が無い爲に不幸な境遇に陷り或は親は有つても借金許り有つて非常な貧困に陷つて良い敎育を受けることが出來ぬとか其の不幸の境遇は色々あるが、其の子供の陷つた境遇の極めて悪かつた、其時には初めから悪い事をする念は無くても悪少年の仲間に入れば衣ずにも居られず食はずにも居られぬから何時の間にか不良の事をする、斯の如き敎育の不良が外因で健全な精神をして犯罪に陷らしむるのは外因の致す所である、本人の精神には强ちそう備はつて居らぬ、本人の境遇の悪い爲めに悪人になつたのであるから之を能く敎育し善き境遇に置くやうにすれば再び犯罪をせぬ樣になる者が此の種類の内に段々あります、免因保護が宜しきを得れば再犯せずに眞面

目に働くと云ふのは精神が生れつき悪いのではなく悪教育、悪境遇が一時犯罪になつたのでありますから、其の境遇を善くすれば次第に原因が薄らいで來ます、即ち其の次第としては監獄内に於ては教誨の力を盡し教誨が能く届けば大に功を奏します、と云ふものは生れつき精神が悪いのではないから教誨師が能く本人の精神を見拔いて、さうして其の善い所に導き悪い所を除けば善くなります、又教誨師以外の司獄官に於ても本人は適當の刑罰には當らなければならぬから自から其の刑罰を執行するにしても温かき情合があれば刑の悪いのは己が悪いので司獄官の扱ひが苛酷であると云ふ念は起らぬ、夫れは其人の仕振りにあつて同じ刑を科するに殘酷とか云ふ事でなく其れを科するのは役目であつて其人の精神は有り難い精神であると云ふ情けを以て取扱ふ、さう云ふ樣にして教誨を加へれば是迄の境遇が悪い爲めに自分が斯う云ふ境遇に陷つたと云ふ事は了解が出來ますから、放免後能く世話をして再び悪い所に往かぬて善き境遇に往くと云ふ樣に免囚保護が行屆けば充分結果が善くなります、此の精神健全の者も放免後保護の道が立たねば悪いと思ふても犯罪することになりますから監獄許りでは効果を擧げる事は出來ぬ免囚保護と相須つて本當の目的が達します、此の種類の犯罪人には殊に免囚保護が必要であるから幼年者には感化院が必要である能く導けば前の悪い精神を打消し再犯を防ぐことが出來る樣になります、

夫れから此の中間心の者の犯罪と云ふ事は私はまだ日本の監獄に就て委しい調査を見ませぬから統計の結果斯うであると云ふ事は申されませぬが、併し統計を待ずとも間違ひは無からうと信ずるのは、此の犯罪の多數には中間心が多いと云ふ事は間違ひないと思ひます、其の中間心の者は精神の分量も普通の人に較ぶれば非常に少なく、又一つ宛には判斷しても聯想作用の思考判斷に至つては其の腦力が極めて乏しいから、考へたり判斷したりすることが出來ぬければ格別深き考へをせずに容易く犯罪することは有り勝ちでありますから、少しく外界の事情に於て犯罪を促す原因が有れば、容易く斯の中間心の者をして犯罪を致させる樣になります、と云ふものは健康なる精神の者とは違つて其の外因に遭遇して之を爲してはならぬ、爲して宜いと云ふ判斷をする遑まがなく、外因に促がされて直ぐ行爲にして其れが圖らず犯罪になると云ふ事は此の中間心の者に最も多い、斯の中間心の者、一口に言へば即ち中間でありますするが其の由つて來る所の原因には色々ありまして、精神病の原因とならぬ樣なものは皆まだ精神病とならずとも精神を薄弱にして其の健康を失ひ、不完全な精神或は不完全な身體に陷らすのは同じであります、故に精神健康にして且つ身體の完全なる者を完腦者とすれば之に中間心の者を比するときは低腦者と名づけます、即ち低腦者は原因に依つて生しますす、其の原因は先天的に生れつき備つて居る者もあり、生れて後に生ずる原因

もあり、其の原因が先天的或は後天的なるに拘はらず、低腦者となる者は犯罪することが極めて容易い、近頃は火事が多い、其の火事が多く放火であつて此の放火犯と云ふものは、放火人を捕へて見ると、大抵充分に完全して居らぬ者が多い、其れが精神病者かと云ふと精神病と云ふ者を狹く解釋して見ても、精神病でもない、並の者より精神が鈍いと云ふ樣な者、即ち茲で言ふ中間心或は低腦者である又竊盜を無暗にする其の竊盜は得も往かず何んの利もないに屢〻すると云ふのは、前申した家庭敎育の宜しくない爲めに盜みをする癖が附く、而して其の屢〻盜みをする其盜んだ物は一向何にもならぬと云ふ樣な物を盜む、竊盜を屢〻する、放火を屢〻する或は猥褻の事を屢〻する同し種類の事を屢〻するものは立派な精神病者にありますが、また立派の精神病者でない者、低腦者に却て多い、即ち幾分か誘因があつて容易くする者に多い、夫れは如何なる者かと云ふに一寸眼に見て綺麗である面白いから欲しい、欲しいけれども人の物を取ることが出來ぬと云ふのは低腦者であると其の場合にはヒヨツト取る、併し取つて悪いと云ふ事を知つて居ります、放火するのも恐が有るではなく火事が面白いから火事騒ぎをする、或は火事の手傳をして御馳走になるからする、精神の健全な者でも御馳走になるのは悪くないからする、又火事が多く燒けるのは壯快である、お互ひでも親類も何も無關係の所は面白いと仰しやる事もありますが、其れを進んで使すと云ふ事はな

いが低腦者に於ては其の善い悪いの判斷力が附かずして行爲に顯はれて來る、それで同じ種類の者は放火すれば放火犯、窃盜をすれば窃盜犯と云ふ名が附いて居りますが、中間の者は精神病に依つたものが段々顯はれて來れば精神病でありますが、初めから是は放火犯と云ふ事が如何に醫師が見ても分らぬ、後の考へが頁くなつて獄内で扱ひが頁ければ善くなり或は好く導ひても放せば放火すると云ふ者と種々ありますが、低腦者に於ては多く外因に依つて犯罪を爲すのでありますから、此の犯罪に刑を科するに健康人に對すると同じに科するは當を得ませぬ、健康であれば充分悪いことを知つて犯罪する、低腦者は同し原因が腦髓に在り、同し犯罪しても只火事が面白い自分の家が燒けるも知らずして附けると云ふのは假令精神病者でなくても餘程違ひます、犯罪の精神でなくても此の低腦者に同し刑を科するのは道理に於て決して至當でない、然るに現行刑法に於ては中間の者は含んで居りませぬ、中間の者は同し罪でも減等以上の刑を科する、今度の刑法改正案の上では輕くすると云ふ明文でありますが、尤も實際に適當する、罪は只輕くする計りでなく寧ろ本人の精神如何に依つて處分を異にすると云ふ事にすれば最も適當でありますが、併しさう云ふ細かい事は刑の執行上に於て錯雜して困難でありますが、兎に角刑を短かくする外に即ち其の罪質に依つてするでなく、本人の精神如何に依つて處分するが多く有効と思ふ、斯の低腦者の中には原因も

種々ありますが、又程度にも最も健康に近い者もあり最も病人に近い者もありて種々てありませうから、中間心を處分するにも一つの程度に依ることは出來ませぬから、一口に斯う處分すると云ふ事は申されませぬが、大體に於ては罪を輕くして處刑の時期は成る丈け短かくすると云ふ事は必要と思ひます、けれども私の考は短かくさへすれば宜いてはない、處刑は嚴格にやつて餘程苦みを感じて懲り〳〵する樣にするが宜い、只嚴重にはするが先程申しました如く其刑を招いだのは自ら招いだのである、司獄官は苛酷にするてはないと云ふ効が顯はれる樣に其の慈悲心を以てやれば餘程嚴重にやつて懲り〳〵する樣にするが宜い、今日では打つたり毆いたりする事は前時代でありまずが、之を禁はぬ樣であれば幾分か痛い思ひをさせても差支ない、其れは主張しませぬが刑と云ふものは如何にも苦しいものだと云ふ思ひを感じさせる爲に短かく嚴格にする、其れと共に敎誨を好くする事は必要てある、敎誨は殊に其の人間に必要の敎誨であれば大勢集めて一緒に敎誨するのは餘り効はありませぬ、本人の性質を見て何う云ふ扱ひをすれば宜いと云ふ個人的に依つて敎誨を異にせねば言効でない、普通の人でも誰れにも同じ樣なものでは往かぬ、其の相手を見て其の相手相當の說敎をせねばならぬ、殊に低腦者に對しては如何に說敎しても無益である、夫れよりも當嵌まつたものを敎誨師が敎誨せねばならぬ、夫れから今一つは低腦者は有病ではないが幾分の病

的でありますから治療を加へることは必要てある、治療を加へれば獄中に於て其の病氣が癒なるから出獄後良き結果を得る、兎に角病氣が有るから其の病氣は能く治療し敎誨をして刑は嚴にすると云ふ事が必要と思ひます、殊に少年の低腦者に對しては懲り〳〵すると云ふのが最も宜いのであります、唯其間に刑と云ふ事と嚴と云ふ事を知らせて、殘酷にしてはならぬ低腦者にさう云ふ樣にすれば餘程良い結果を顯はすと思ひます、併し精神完全な完腦者に比すれば其の結果の少ないことはない、何遍でも放なせば何遍でも犯罪すると云ふ者がありませう、夫れ等は數回の結果を見て精神の上には著しい精神病と云ふものは見へぬでも其の行爲に依つて敎誨の結果を見て何うしても是は癒らぬと云ふ斷定も附く樣になります、夫れが附けば到底社會に放てば社會の害物であるから、其樣に本人の取締をせねばならぬ、斯う云ふ取締は私の考へでは監獄とも附かず、病院とも附かず、其の中間のものに收容して罪人として扱はず、刑法に監治と云ふ字が使つてありますから是等の者を一個所に集めて低腦にして習慣犯者屢々侵すが如きものは精神傷害は輕くても其處へ抛り込む樣にすれば害を防がれる、一方には何うしても改良の出來ぬ者を入れ、一方には能く世話をして再びせぬ樣になります低腦者を置くのか宜いと思ひます、

夫れから精神の無能の者即ち精神病者となつては是は完全の腦を持つて居りませ

ぬから刑法に於ても刑に問はぬ無罪と思ひますが精神病の上から起る犯罪、夫れから犯罪に依て起る精神病、犯罪當時は精神病ではないが後に精神病者になる、原因結果で二種になります、ドチラでも精神病の爲めに犯罪する、犯罪の爲めに精神病者になる此の二種の者を判斷するには餘程能く注意しませぬと、事實精神病の爲めに犯罪した者でも其の實相を裁判官が判定することが出來ぬ者がありまず、其れが出來ねば其罪を科す可きでない被告人に科することになる、甚だしきは重罪を犯した者を死刑に處すると云ふ事は必ず憖に有ると思ひます、私の多くない經驗でも既に裁判所は死刑を言渡して其れが確定した者に就て檢査して是れが白痴であると云ふ事が知れたのもあります、又公然調べはせぬでもさうらしい者もあります、憖に見れば刑の確定した中に實際無罪にせねばならぬ者が澤山有ると思ひます、裁判官の内には犯罪當時も裁判所で調べる時も精神狀態の同じてあるものと信ずる者が多ひ、實際同じてもあれば宜いが多く一時の精神病、精神の健康の者でも一時に發する者がありまず殊に低腦者の中間の者は容易く犯罪もする又精神病を發するのも少し原因が有れば容易く發する、容易く發した結果、容易く犯罪する、けれども其の精神病が長く續いて居らず直に犯罪當時の精神病は癒つて仕舞つて常體の樣に精神狀態の癒るのが有る其れを裁判所で調べる時には此の低腦者は幾分か是は馬鹿であるが是非の辨別はある即ち放火したのが善い

か悪いかナゼしたかと云へば恐入ますと云ふ先づ一通りの應答はする、さうすれば是非の辨別はある理屈を詰めれば恐入ると云ふ裁判官から見れば是非の辨別は有るが其實法廷で調べる時には常の狀態に戻つても犯罪當時の精神病者がある其れは普通觀察では憖に知れぬ其の本人の遺傳から發育の狀態夫れから犯罪の原因はドンナ事が有つた又犯罪當時の情況は如何であつたかと本人の一生の事を精神病學上の智識を以て判斷して始めて其の犯罪當時の狀態が病的かどうか分りまず法廷で調べた丈けでは分るものではありませぬ裁判官に其れ丈け醫學に通じた者は先つ無いのでありますからさう云ふ所から精神病者が刑に處せらるゝと云ふ事が段々ありますから法の爲めには悲しむべき事で、有る可からざる事が實際に有る之を避けるには成るべく判決前に被告人を精神病學の智識ある醫師に判斷せしむる事が必要であります、さうすれば避けられる、全く避けられぬでも餘程避ける事が出來る、夫れから醫師であつても犯罪當時の精神狀態を判斷することは困難なることは勿論澤山ありますから鑑定違ひも無いとは言はれませぬ、けれども特に法醫學上、精神病學上の智識が有つて觀察すれば其の違ひが少ない其の智識が無くて見ると精神病者も精神病者と見へぬ事がありまず即ち無能者にして死刑を宣告される者が能く見れば憖に知れねばならぬと云ふ事が知れずに通はつて來ます醫師の鑑定もしても醫師に之を見る能力が無い爲めに裁判官計りの過ちでは

ないことがある其の見分けを附けるには監獄醫の良い者を置きたいと云ふ場合も先きに御話がありましたが私も監獄醫は餘程御注意がなければならぬと思ふ殊に裁判の材料として獄中に在つて何う云ふ身体精神であると云ふ事を裁判官に明かにするは必要である夫れは法醫學即ち精神病學の知識が有れば能く其處に氣が附いて分りますけれども其の知識の無い監獄醫であれば精神病を見落すと云ふことが有り勝ちであります先程の御演説の様に能く精神病の分る監獄醫が欲しいと云ふ事が必要であります只人數の事抔は經驗がありませぬから今より多いとか少なくて宜いとか云ふ事は私の申す所ではありませぬが私は只精神病學の智識ある監獄醫が必要と云ふことを申します此の精神病學に於ては先程申した如く此の原因が外部にも内部にも有つて低腦者の犯罪と完腦者の犯罪と比較して見ると大に違ふ所がありますから夫れで此の精神病を知ると云ふ事は種々の關係に於て困難が隨分ありまして例へば本人自ら病的の點を隱す者もあつて、之を厭ふ癲癇と云ふ事があつて違つた考へを以て殊更に隱す事がありますし或は犯罪當時は精神病であつて其れから癒つて居る者もあつて法醫學上から鑑定するには好き材料を與へて貰はねば此の鑑定は出來ませぬ其の材料は犯罪者を捕へた現場の情況から其後獄中に於ての情況之を明かに告げて貰はねばならぬ故に獨り監獄醫計りでなく裁判官も警察官も又監獄醫外の司獄官も幾分か此の心掛を以て下されば鑑定する者は越

る所が多くして間違の無い慥かな鑑定が出來ます、さうしませぬと徒に難んで多い中には間違が生じます監獄醫計りでなく法官司獄官にも此の御心掛を願ひたいのであります

是れで此の大体は申しましたが先程監治院に入れる取締が必要と云ふ事を申しましたが本當の精神病の爲に犯罪する者は放免後罪は無くても放つて置けば再び犯罪する者が多いのでありますから是は癒る實の精神病であるとか或は金の有る者であるとか言へば常に普通の精神病院に入れて治療するが必要でありますけれども到底癒らぬ者であるとか癒らぬ計りでなく其の性質猛惡にして他の害となる者がありまして、さう云ふ者を普通の病院に入れるは他の患者の爲に宜しくない犯罪はしたが平生柔順な者能く治療を加へれば癒る者は獄内に置て治療を加へるは勿論、放免後にも病院に入れ適當の治療を加へれば治癒するのでありますから癒る者は早く入れる夫れから病院に入れると病院の迷惑になる、或は到底癒る見込がない放てば公安に害がある又本人の爲に危險である動もすれば首を縊り投身をする者がありますから本人の爲、社會の爲に先程申した監治院に入れて終身世の中に害を爲さぬ様に之に封鎖すると云ふ事にすれば罪を處した甲斐がありますし其れを放つて置て再ひ犯罪すれば決して放つた主意に適はぬ故に精神病の爲に放つた者は病院に入れるか監治院に於て再び犯罪をせぬ様にします監治院は是迄無い新築

業てありますが此院を設けて爰に今申した不治の精神病者又低腦者を收容すれは他の監獄は犯罪者が減ると思ひますから他の或る監獄の一つ二つを之に振り向けて宜いと思ひます委はしい經濟は我々に分りませぬが監治院を設けは監獄か二つや三つ減ると思ひますから此の監治院を設けて何うしても精神無能の爲め或は不完全の爲めに解放の見込なく放ては再ひ犯罪する者は茲に入れたいのであります夫れと同時に免囚保護院或は感化院と少しく性質の異なつたもので互に關係ある是等のものは皆備はつて各〻の目的を全ふすることか出來ると思ひますから監治院の設置と俱に感化院免囚保護院と云ふものも充分設置が出來る樣にしたいと思ひます又其の以外に猶は申したいのは此の感化院監治院を設けるにしても夫れ迄に今日精神病看護法か法律として出て居りますが其の法が充分に行はれませぬから犯罪の狀態が明かである罪は免せられて罪人でなくする裁判所では適當な處分をせられても其の肝腎な犯罪人は無罪となつて外へ放つてありますから再ひ犯罪する現に斯の鍛治橋監獄でも精神病者として放つた者が犯罪して再ひ這入て來た者もあります、さう云ふ樣では効がありませぬから監治院が無くても精神病の爲に解放した者は充分看護法を厲行して欲しいと云ふのでありますす或は放免せらるゝや直に鐵道往生をした者もあり自殺した者もあります是は看護法が行はれて居ない結果であります大變問題が色々に渉りまして取留めも附きませぬが先つ今日御話する事は是丈けてあります(拍手)

○獄事の經歷　(於監獄茶話會)

石澤謹吾君

私は固より御覽の通り最早七十有餘歲になりまして發音も充分てありませぬし記憶力も減耗して居るので、斯樣な所へ出て御話をするのは至つて不適當の事である併し前より斯の監獄協會に關係もあり此度北海道より此方に轉任した事てあるから何か御話した方が宜からうと云ふ豫ねく小河副會頭から御話がありまして何そ諸君の御參考に御話したいのてありますが今日、日進月歩の世の中に出て年寄が御話しても益か無いので殊に今御聽の通り片山博士から高尙の御話があつた後で私の如き者が御話しても御聞苦しい事と思ひます唯私の御話しやうと云ふのは監獄に於て經歷の長いと云ふ事は今日の世の中でも、さう多くないと考へます夫れ故に前にも獄事の經歷と云ふ樣な題が擧つて居りますが獄事の經歷よりも私の經歷になりますす私の經歷を御話すると何分か獄事の經歷も其中に籠もつて居て少しは御參考になると思ひます夫れ故に自分の經歷を御話するは嗚呼箇間敷い事て立派にもない事でありますが是以て自分の經歷を御話せぬければ今日迄經て來

た事も分りませぬから何の故に斯の獄事に關係したかと云ふ事の因て起る所を御話して見たいと思ひます

私は信州の一小藩に生れまして既に維新前殆んど四十年も經歷して前世界の人間てあります現世界の事は後れ馳せ隱居仕事となつて居るのであります。て此の獄事を改良せねばならぬと云ふ觀念の起つた事は維新の初めで、夫は維新前より鰤の齒切りて、何にもならぬ事ではありましたが國事の事に少しく奔走しまして慶應二三年頃から京坂其他二三の地に出て居りました然るに維新の前々年頃から殊の外世の中が六ケ敷なり何う云ふ事に落附くか分らぬ何うしても此の政治の統轄は王家の統一に出るより外に仕方がないと云ふ考へからして其事に詰らなく從事して居りましたので然るに慶應四年即ち明治元年であります正月三日から伏見の戰爭が起つたのであります其前に種々の事が有りましたが是は除いて維新以降は伏見の戰爭が始まり私は固より勤王に從事して居つた事でありますから御所に詰めて藩主も御所に居つたので、そうして戰地に屢〻往つて註進する事をして居りました然して大勢は定まつて慶喜公は東京に走られる事になつて維新の端緒が開け私の藩では京都の般舟院御警衛を命ぜられて居りました然るに二月五日に朝廷より其藩へ石澤謹吾を捕縛して出せと云ふ事を命ぜられたのであります其頃は可笑しな事を申す樣でありますが私は舊藩の家老を致し所謂執政を致して居りました、

其の捕縛と云ふ原因は私は本と水戸風の學問を好みました好んでも何も出來たことはありませぬが夫れ故に既に水戸の原市之進、元と原任藏と云ふて東湖先生の甥て優れた者で是は京都て同藩人の爲に斬殺されましたが之に心易く又會津藩の者に心易者が多く既に要路に當つた人は皆知つて居ります秋月貞次郎手代木直右衛門會津一件の謀主として割腹した菅野權兵衛今の林權助の親に當る權助にも懇意でありました其れが原因となつて慶喜公を暗に佐け勤王を陽に唱へて其實は佐幕てあると云ふ讒訴があつたので其れが爲に召捕つて出せと云ふ事になつて既に鴈籠に乘せられて一小隊に護衛せられて二條の岩倉邸に往きました第一審の時に岩倉公も御聽きの樣でありました何と云ふ人の調べたのか一向分りませぬが夫れから其向ひの鹿兒島邸へ移されて既に疊が二疊敷いて割腹の場所が出來て居つて其處迄往つた所が先づ暫く見合せろと云ふ命令になつたと見へまして既に其場に登る場合に妙な調子になつて今度は二條の市中取締の揚屋に入れられました、夫は私の箇樣になつた事を國元へ註進があつて藩士が數十人上京して唯今の德大寺公に依つて全くの寃罪てあると云ふ事を辨疏しましたに因つて先つ夫れでは暫く揚屋に入れろと云ふ事になつて揚屋に這入りました其處で感じたから此の治獄のことは是非改良せねばならぬと云ふ考が起りました尤も私は酷遇された事は少しもありませぬ其處に居た時には給仕も附て居て鄭重な御取扱に預り食事をするに

も黒盤腸で三度が三度飯を食ふと云ふ譯でありました然るに傍ら只の犯罪人の居る様子を見ると實に詰いもので、房内では眞直に立つて居る事が出來ぬ後ちに軍し難と云ふて四尺四方の暗室に入れられて居る様なもので既に六角通りの監獄抔は犯罪人の語る所では天井も石で少し立たうとすると頭を石で打つ、少しく其の戒護者の意に背けば皆非常に打たれたヽツと云ふ聲を出す是ではならぬ長く居れば死んで仕舞ふ自分は子細無いが監獄と云ふものは實に大事なもので中には寃罪を蒙つた者が非命に斃れる者も多くあろふ天意に背く事であるから改良せねばならぬと云ふ考を起しました夫れ故に過去つた事で格別益もない事でありますが其のぬ經歷を御話しするのであります其處に私は二箇月置かれて其後二條河東の阿州邸に三箇月程御預になつて、そうして後無罪放免舊職に復する様にと云ふ事になつて千本通りの舊藩邸に歸りました夫れが爲に藩主も其讒を信じて朝廷に告訴したて所から隱居する事になりました私も主人を隱居させて知らぬ顔でも居られませぬ所から隱居を申し出たのであります然るに兵馬倥傯の際で誠に一小藩であり乍ら十箇の小隊を出兵すると云ふ様な事でなか〳〵藩士が騒々しい又私の讒訴をした者から隱居を申し出たのでありますから是は隱居仕事に一つ譯て憂へて居る所の獄事に關係して居る事に從事したら宜からう夫れには警視廳が宜からうは舊藩地へ連戻て斬首したのであります、其後舊主も頻りに請求し藩士よりも同と云ふので前の川路大警視は少し知つて居りますから之に依つて仕官を求めて明治八年六月初めて警視廳十三等出仕に出たのであります、處が二分廳詰に命ぜられて國府少警視と云ふ人に從て居ました此人は西南の役で討死されました餘程善い人て斯人に就て後の犯罪の取調の役をして居りました其後獄事の事を川路大警視に話しましたら其内に司法省から監獄を此方に引繼ぐ事になるから、さうすれば其方の掛りに出すと云ふことであります夫れから明治九年二月の何日頃でありましたか彌司法省から警視廳に監獄を受取ることになつて其の引繼を受けた時に今の貴族院議員の小原重哉氏が鍛冶橋監獄を支配致して居て同人より受取り私が鍛冶橋監獄署長、石川島が小野田元熙、市ヶ谷が安村と云ふ譯で三方に別れて司法省から引受ましたが其の時分から鍛冶橋は未決者計りでありました然るに其

から實めて日本全國丈けも遊歷したいと思ひまして旅費を拵へて明治六年七月に出て東北より九州に到り佐賀で奇禍を得ましたが夫れは取除きまして夫れから其騒動の爲め九州には居られませぬ四國に渡つた所が四國も同様でなか〳〵悠々と漫遊する事が出來ませぬからして遂に大阪迄歸つて考へました所此様子にては又どう云ふとが出來るかも知れぬ故先づ國へ歸つて見ました所が國に居ましても誠に閑で仕方がない實に詰らぬことでありますから是は隱居仕事に一つ譯て憂へて居る所の獄事に關係して居る事に從事したら宜からう夫れには警視廳が宜からうと云ふので前の川路大警視は少し知つて居りますから之に依つて仕官を求めて明治八年六月初めて警視廳十三等出仕に出たのであります、處が二分廳詰に命ぜられて國府少警視と云ふ人に從て居ました此人は西南の役で討死されました餘程善い人て斯人に就て後の犯罪の取調の役をして居りました其後獄事の事を川路大警視に話しましたら其内に司法省から監獄を此方に引繼ぐ事になるから、さうすれば其方の掛りに出すと云ふことであります夫れから明治九年二月の何日頃でありましたか彌司法省から警視廳に監獄を受取ることになつて其の引繼を受けた時に今の貴族院議員の小原重哉氏が鍛冶橋監獄を支配致して居て同人より受取り私が鍛冶橋監獄署長、石川島が小野田元熙、市ヶ谷が安村と云ふ譯で三方に別れて司法省から引受ましたが其の時分から鍛冶橋は未決者計りでありました然るに其

前既に小原氏が香港に行かれて西洋式の監獄を視て其摸型に據り今日の鍛冶橋監獄は彼の人の指で建築されたのであります、そこで鍛冶橋を引受ました所が其の時分には監獄の戒護者は司法省時代には菅笠羽織でありました其れが不取締の樣て手荒い者を取扱ふには甚だ不都合の姿でありましたから警視廳に受取てから巡査に切換て其數九十人計りて有りました夫れから今の押丁、其の時分獄丁と申しました者も三四十人ありました其頃鍛冶橋監獄に這入つて居る者は今日要路にも在られた小松原英太郎君其他成島柳北、末廣鐵腸是等の人達が皆新聞條例違犯者て澤山這入つて隨分「タヤ」を言ふ人が多かつたので之を取締るに困つたのであります或る時に成島柳北の監房を出た留守に一寸した紙に何か書いてありました其れを一寸お與に話しますが

女房無く酒無く火無く煙草無く苦勞も

無いが嬉しくもない

實に其通りの實況で流石に彼の男の酒落な惡口で御坐います併し乍ら警視の彼の時分の勢ひはなか〳〵盛んでありました彼の十年の役の始まる前で何處迄も壓服して一向不都合の無い樣にして居つたのであります先づメヽナ景況でありますが其時に何分か改良したには相違ないと思ひます今迄の笞杖を持つて毆つとか縛り上げるとか云ふ事は成るべくせぬ樣にして追々殘酷の事を除き去る樣に勉めて居つたのでありましたが何を申すにも既に一年經ぬ内に彼の西南の役が始まりまして私も川路大警視に隨て大阪に出て居ました其後又同人に隨て戰地に出張しましたが九州の内肥後薩摩等に往來しましたが後には長崎に暫く居りまして運輸部長の事を取扱て居ました是は餘計な事でありますが長崎で私が警視隊の爲めに仕拂つた金が五十何萬と云ふものを何うか斯うか引受て仕拂ひしました是も至つて不得手なことで算盤一つ覺えぬ者がしたのでありますから定めて今日から見れば不完全至極な事計りでありましたらう夫れから西南は鎭定して十一月に歸京を命ぜられて東京に參つても其の勘定をせぬければならぬので十年中は上田と云ふ人が代理して居りました夫れから明治十一年には西南の役からして國事犯も澤山殖へまして夫々處罰されるに付て犯罪人も多くなつて何うしても監獄と云ふものを造らねばならぬ事になつて大久保内務卿が其の内意が有つて餘り是迄は酷いから何分か歐洲を參酌して一足飛には往かぬが是迄在る普通の監獄と違つて少し立派な中央監獄を造らねばならぬが追つては東京に造るが先づ宮城は人煙も稀少であるから此の地方に中央監獄を造らうと云ふので今の仙臺知事小野田元熙は大警部私は權大警部でありましたが命ぜられて一夜明けると直ぐに仙臺に往つて同地方の土地を普く檢分しましたがどうも是れと云ふ所が無く先づ只今宮城集治監の現在して居る古城と云ふのは伊達政宗が大念寺山と相對して上國の兵を引受た時の爲

めに砦を作つた場所で表向は唯〻自分の隱居所と云ふ名で造つたのでありましたが大變な砦で彼の堤を取除けるに二百人の人夫で一箇月掛つても二三十間の外取り除けぬ是程の人夫で是丈けしか出來ぬては無駄であると云ふので堤は其儘で今の監を建築したので當時は今の仙臺の景況ではありませぬで材木もありませぬから官林を伐採して石は石で切り出し明治十一年の半より建築に掛つて居りましたが然るに川路大警視は洋行すると云ふので小野田氏は其隨行を命ぜられて歐羅巴に往きましたから私獨りで後を引受る事になつて明治十二年の半ばに彼れが大抵に出來上つて九月何日に開廳したのであります宮城の集治監を御覽の御方は盡く其制を御承知でありませうが既に六棟になつて居るのであります先づ彼れを造るにも一向空な事でありまして白耳義の監獄は歐洲で一番てあるからと云ふので其の繪圖を取り寄まして見た所がなか〳〵其の時分の思想で取つても附けぬのでありました兎に角其れに基ゐて作りました併し其時に彼れ丈けのものを造つたのであるから今日はモチヅト監獄の工事も進んで居りさうなものでありますがさう往きませぬ其後私が東京集治監に轉任して同監獄を作り直したは今の建築でありますが十一年に作つたのと其後十二三年も經つて彼の東京集治監を作つたので餘程進歩して居なくてはならぬのに格別の進歩を見ないと云ふことは自ら耻ち入ます今日になつて彼れを見る度に色々缺點が有つて冷汗を出す樣でありますす併し當時

彼の集治監を御持の典獄に於ては賞揚して下さるから少しく安心しますが內心耻ちて居ります監獄の建築は其通りて充分に進歩して居りませぬ其後集鴎等も出來て是は金高も掛つて居りますけれどもどうも割合に日本の監獄建築は進んで居らぬと私は見て居ります其後に至り建築のことは夫迄と致しまして明治二十二年かに御承知の獨逸の「ゼーベッハ」氏を山縣さんが彼地に御出の時に約束になつて二十二年から來て二十三年から監獄官練習所を東京集治監に開かれたので其節不肖私が監獄官練習所長を命せられて既に第一期は全國の典獄を彼の地へ招集して六十日間と云ふものを彼の「ゼーベッハ」氏の講義其他種々の方針を授けられて其節御盡力になつたのは即ち小河事務官が通譯の勞を執られ猶ほ監獄大小の事に就ても大に御盡力になつて其功を奏したと思ひます夫れから第二期は書記、看守長を招集になつて六箇月間敎習されたので其時に「ゼーベッハ」氏の外に日本監獄法は小原重哉氏が擔當し今の刑法の講義は穗積陳重博士、司法省民刑局長の倉富勇三郎の諸君が參られて講義されたのでありますす夫れから第三期の招集は看守を招集する事になつて居た處「ゼーベッハ」氏が病氣になつて斯地に客死される事になつた實に彼の人は監獄斯道の爲めに悲しむべき事で彼の人が死なれた爲め敎習所は彼れなりになりました併し日本の監獄の進歩は彼の「ゼーベッハ」氏から全く來たと私は信じて居ります其後私は全國の監獄を度々巡回を命ぜられて內務省から私が出ましたが

先きの教習の結果は何うてあるかと云ふ事を見たので有ましたが各監共前とは變つて改善したので其前は規律も粗漫でありましたに相違ないが彼の練習所が出來まして第二期の僅かの期間の教育を經たので有ますが日本の監獄の改良に實に意外の幸福を得た事と考へます何處の監獄に往つて見ても帳簿のとは勿論規律的軍隊擧動も着々行はれて居る夫れと云ふものは初め典獄を招集して充分に講習し夫々腦裏に感じた其上に看守長書記諸君が半年の間も修業され其間に於ては只今申す通り小河事務官が充分に夫れ迄研究された所を以て猶ほ其れを講習して教育された結果であると思ふのであります又其後の事も實に長い事で種々變遷もありましたが今此練習所の効果と云ふ者は日本監獄改良に就てドノ位の功を奏したか實に測られぬ事と私は信じて居ります然るに其後に至つて今日猶又練習學校を開かれて現在之に御出での諸君も其事に御從事中のことで前には既に二期も濟んで居る事で是れが三期迄も濟んで此の教習の薫陶を先分に受けた人が日本全國の監獄に夫々瀰漫して行き渡れば一層眞に改良する事が出來やうと思ひます又元へ返て御話しますが私は其後北海道集治監に參つて北海道は別物で一向内地とは關せぬと云ふては濟みませぬが土地の違い所から耳に入る事も違いので自から時機に後れると云ふとは免かれますまい併し北海道のとは走て綴ゝ御話し致しましやう兎に角同所へ參てから七箇年で此度歸つて來て斯の都下の樣子を見ると實に驚く程

進て居りますから何も口を開くとは出來ません其上へ先刻も申上る通り行き暮れた者でありますから既に辭表も提出して居る事でありますが縱令此官を去ても監獄に對し四つて來る事が久しいから直に拋つ事は出來ませぬ既に維新以前からの宿志でありますから棺の蓋を覆ふ迄斯の監獄改良の事は幾ら霑祿しても其の思想を減耗せぬ積りて居ります而して學校諸君が御任地に御歸りの上は前の二期の卒業の方もありますから其人と御協力になつて監獄の事を益ゝ改良せらるゝことを希望します決して自分の關係して居つた練習所が効果が善いと云ふではありませぬが日本の監獄改良に於て彼の練習所が効果の有つた事は勘なからぬと云ふとは斯道に關係の御方は御認になつて居ると存じます其上に第三期迄も行はせらるゝ事でありますから其の効果は著しきとて眼を張つて見る價が充分ありますと信じます歐米各國の監獄に較ふるも慚色ないと云ふ事は諸君に向て申すのでありますす監獄に於て私の關係した經歷を御話すれば未た澤山ありますが東京集治監に十四年鍛冶橋監獄に一年餘宮城に五年北海道集治監に七年都合獄事に二十七年從事しました夫れから跡へ返りますが明治八年に始めて出ましたのが四十六の歳で夫れから起算しますと二十七年になるのでありますす段々の經歷をモット御話したいと思ひましたが時刻が迫つて既に點燈に近ついて來ましたから今の練習所でお仕舞にします只諸君に希望致します事は此度の學校の効果と云ふ事を充分に御擧

げ下さることを斯道の爲めに偏に私が諸君に對して望むのであります其他此の監獄協會を始めたのは明治二十二年であります其時にも私は席末に列つて居たから其後斯う盛大になつたのは私に於ても大に喜ぶのであります返す〳〵も斯の學校に於て修得せられた事を充分に効果を奏せられんことを希望します餘り時刻が後れましたから申上たい事は他日に讓る事と致します(拍手)

談叢

○普王ウヰルヘルム四世の監獄事業に對する効績

岳洋生

私が曾て歐米各國に於ける監獄事業が悲慘凄凉の狀態から遽然として長足の改良進歩を爲したる所以の原因を探りまして、各國の帝王、名族、學者、政治家等、所謂社會の上流に立つ所の人々が卒先して斯業に同情を表し、熱心以て其改革に尽力する所ありしことが、確かに重なる原因の一であると云ふことを申したことがあります、而して其能く此に至りました所以のものは、彼の有名なる改革家である所のヲヨンネタルドの如き獻身家が自ら各國を閲歷し、親しく各國の帝王などに就て遊說勸化する所あつたからでもありますが、併しながら若し彼の上流社會に於て一種の慈善的道義心の素養あるにあらざれば、到底斯る事業に同情を惹起すに至らなかつたらうと思ふ、此事情を以て之を我邦の狀況に對照して見たならば、其間に非常の懸隔のあることを認め、隨て我が改良事業が遲々として振はざる所以の偶然ならざるを知ることが出來るのである、學者、政治家、宗教家等として此事業に力を尽した人々の名は暫く措き英國に於けるヲヨールヂ三世、澳地利に於けるヨセフ二世、伊太利のクレーマンス九世法王、瑞典のオスカール第一世、普朗西のフリードリッヒウヰルヘルム四世、露西亞のカタリナ二世及現在の皇帝なるニコラウス二世の如きは、親しく斯業の改良に熱心改革する所ありし帝王として最も著名なるものであります、就中オスカール第一世王の如きは、其皇太子でありし時代より深く心を監獄事業の研究に傾注されて、遂に自ら監獄改良論と題する大部の書物を著した人であつて、後年(千八百四十四年)即位せらるゝに迨んで、其書物に書かれし所の改良の理想をば殆ど全部之を實行し、瑞典の監獄事業をして白耳義と並び稱するに足る程の今日の完域を見るに至らしめた位の功勞のある人であります、私は今此に普國の王であつたフリードリッヒウヰルヘルム四世が其自ら監獄事業に尽されたる事蹟の一班を御話して見やうと思ひます、又以て普國に於ける監獄事業の秩序ある改良進歩を見るの偶然ならざることを知る

ことが出來るのであります、

抑普國が初めて眞面目なる監獄改良の事業に着手したのは前世紀の末の頃であつて其當時の國王はフリードリッヒ、ウヰルヘルム三世と言ふた人である、此王の時代即ち千百五年に發布せられたる監獄改良法なるものは實に普國の監獄改良の基礎を爲したるものである、所が此法の發布せられたる頃より普國も亦革命的兵亂の渦中に捲込まれ兵馬倥傯、國力疲弊の悲運に際會致したるが爲に、折角の監獄改良案も一時中止の已むを得ざる姿になつたのである、之を復興するに至つたのが、即ちウヰルヘルム四世であつて、それが丁度千八百四十年の頃であります、此王の監獄改良の上に最も力ありしと認むることの出來る點は、王自身の意見として、監獄改良は分房制度に依るにあらざれば到底其目的を達すること能はずとの確信を以て幾多の反對論に打勝つことを努められたことである、其頃丁度普國に於ても各國と同しく監獄は分房制に依るを可とするや、或は階級法に依るを是とするや、或は折衷制若くは「オーブルンシステム」など色々の學者論が行はれた時分であつて、殊に所謂「ペンシルヴアニヤシステム」即ち分房制度が其施行の宜きを得ざりし結果として種々の失敗を顯した時であつたからして、多くの學者即ち理屈屋は分房を否認して、階級制又は「オーブルンシステム」を主張する者が多かつたのである、即ち其當時ハルレー及インステルブルヒに出來た監獄の如きは前者は「オーブルンシステム」に依り後者は階級制に依て建造せられたのである、殊にハルレーの新監獄の如きは、改良の模範監獄として將來は凡て之に倣つて建築するを要するまで一般に唱へられたのである、然るにウヰルヘルム四世王は其意見としてはどうも之に滿足することが出來ないと云ふ所から、遂に自ら調査委員の組織を命ぜられて、之をして監獄の根本的改良法案を起草せしめられました、此委員の中には特に博士ユーリユース氏を加へしめられましたか此人は學者として監獄の事に就て大に國王の顧問になつた人であります、其後間もなく委員の所謂改良法案なるものが出來ましたが、之に依れば分房制の施行は素より望む所なりと雖も、多額の建築費を要するが爲に、到底之を實行し得べからざるに依り、宜しく折衷制度を採用すべしとのことでありました、然るに之に對して國王は尚不滿足であつたが爲に、遂に今申したユーリユース博士と建築技師のブッセと云ふ人を直に英國に派遣して、分房制の利害及其建築法を研究すべきことを命ぜられました、其頃英國に於ける完全の分房監獄は倫敦のペントンヴヰルであつたのである、ソコで二人の委員はペントンヴヰル監獄に就て充分研究を遂げたのであるが、ユーリユース博士は其實況を見るに及んで益々分房制の必要を感じたのである、建築技師の方は專ら其建築法を講究したのであるが、是又實見の結果大に經費を節減する方法を發明したのであります、二人が歸國の後精密なる復命書を國王に提出したの

てありますが其大體は先づ未決監及偶發性其他初犯囚等にして改良の見込ある所の囚人を拘禁する監獄は凡て分房制に依て建築すべしと云ふことが第一、第二は懲役監は其在監人の半數までは之を分房に拘禁し、他の半數は夜間分房に拘禁すべしと云ふこと、第三は分房の大さは二〇「クビックメートル」なるべしと云ふこと、それから先づ四、五の地方に於て模範監獄を建造すべしと云ふことでありました、此報告を見まして國王は愈〻之を採用せむとするの時に當つて、尚充分其心に安んぜざる所があつた爲に、遂に自身で英國に渡航せられて、同じくペントンヴィルの監獄を研究せらるゝことになりましたが、其熱心なることは實に感ずべきである、而して其自身で研究せられたる結果に委員の報告書を參考せられまして、遂に千八百四十二年の三月に勅令を發布せらるゝに至りましたが、之に依ると

第一、將來普國に於て採用する所の監獄制度は分房制に則り其建造法は凡て英國ペントンヴィル監獄の構造に準據すべし分房の大さは凡二四「クビックメートル」を準とすべし

第二、此主義を實行するに第一着手として伯林に摸範監獄を建造すべし

第三、伯林に亞ぎクーニクスベルヒ、ラチボール及ミュンステルの三箇所に同一の分房監獄を建造すべし

其他に尚囚人給與の食物は從來一私人に負はしめありたる所多かりしが、之を總て監獄に於て炊事せしむること、女監は署長の外總て女子の官吏を採用すべきこと、看守は成るべく軍事の素養ある者より採用すること、監獄官吏殊に分房監獄に勤務する所の官吏の俸給を高むること、各監獄に於て司獄官會議を開くべきこと等を定めました、而して國王は此設計方法を立てられた丈では滿足せず、種々の故障あるにも拘らず着々之が實行に努められました、其熱心なることは自ら建築の設計等に對して微細の事に至るまで深く干渉せられ、尚屢〻建築工場などに臨まれて工事を指揮監督せられたと云ふことであります、其結果新監獄の出來たのがモアビート（伯林）ミュンステル、ラチボール、ブレスラウ等であつて、是等は大部分分房制に依て構造せられたのであります、建築費總計が八百万馬克即ち我四百万圓餘である、此他に尚クーニクスベルヒ及ゴルノーの二箇所にも分房監獄を新築する設計でありましたが、之が丁度千八百四十八年の革命時代に遭遇したが爲に遂に實行を見るに至らずして止みましたが、其後種々變遷があつてウヰルヘルム四世王の設計が悉く實行を見るに至らず、或は全く之を否認するに至つた時代もあつたが、段々色々の研究を繰返して來た所が、結局此王の意見に跡戻りするの外ないと云ふ譯で、數年前より普國が獄制改良の方針として着々實行しつゝある所は總て六、七十年前の昔に於て

ウヰルヘルム四世が計畫せられて置いた所の方案の外に出でないのであります、されば今日に至つて益〻王の先見が明かになつたのであつて、今日の識者は其當時王の意見をして着々實行するに至らしめたならば、少くも其方案が種々の反對の意見の爲に攪亂せらるゝことなからしめたならば、割合に多額の費用を要せずして監獄の根本的改良が完成したであらうと云ふことを感ぜしめつゝあるのであります、我邦は外國とは大に其國情を異にして居る譯であるから彼と是と比較することは素より出來ぬが、少くも我邦に在ても學者、政治家など上流に立つ所の人々が率先して大に此事業に同情を寄せるやうになりましたならば、改良の効果は必ず著しきものあると信ずるのであります唯餘り多くの學者論が出て失敗を繰返すことのないやうに、一度大方針が立つたならば前途幾多の異論新說があつても、それに頓着することなくして直進邁往するやうに致したいのである、

○小野典獄の死去に就て

先頃病氣の爲め休職となられた大分縣の小野典獄も、療養の効なく、遂に亡くなられたと云ふ訃音に接しましたが、誠に殘念に堪へぬ次第であります、小野君の人となりは同人間に能く知れて居つた如く、獄事の經歷は餘り長い方ではなかつ

たのでありますが、就職以來其職務に熱心なること、此社會の精神家と申したら何人も第一に指を同君に屈すると云ふが如き有樣で、監獄を以て我家と爲すの語は初めて同君に依て其實を見たと云ふても溢美の評ではあるまいと信じます、何れ同君の事蹟に就ては誰か世近された人が編述さるゝであらうと思ひますが、必ず其材料は澤山であつて、大に後進を奬勵するに足る事柄もあるであらうと信じます、最初、同君が病氣危篤の電報に接しましたのは、丁度昨年十月初旬のことでありましたが、其電報の屆いた翌日に私は同君から長い手紙を添へて大冊の筆記錄を領手致しましたが、同君が此手紙を書かれたのは重症に陷られたる一日前位のことであつて、之が恐らく君の絶筆少くも私へ送られた同君最後の手書であります、手紙に添へられた筆記錄なる物は、同君が大分縣に轉任せられてより以來、毎日自ら部下の人々に訓授せられたる事柄を精密に速記者をして速記せしめられたものであつて、一讀する所實に其細大万事に注意せらるゝことの深くして、且つ其部下を敎導せらるゝことの懇篤なることが分るのであります、其當時私は心私かに此筆記錄が同君の遺書になるでもあらうか、若し不幸にして同君が亡くなられでもしたならば同志と謀つて之を印刷にでも附して同人間に頒ち共に其指敎の惠に浴したらばと思つて居りましたが、其後幸にして同君の病氣も輕快に赴くと云ふことで我々も大に愁眉を開いたことでありましたが、何分難治の病症と

見へて遂に起つ能はざるに至られたことは返す〳〵も殘念な次第であります、今申した筆記錄は一讀の上同君の手元に返壁して置いたことでありますが今はどうなつて居りますか空しく之を家藏せらるゝことは甚だ惜しいものでありますから、何んとか之を同君の遺書として我監獄社會に頒布するやうに致したいものであります

○普國議會の監獄關係問題に對するの態度

一昨年我邦に於て、初めて議會の協贊を經て、感化法なるものゝ發布を見たりしが、恰も之と同時に普國に在つても、改正感化法(一八七八年發布の)が議會を通過して、同年七月二十日附を以て之が發布を見るに至れり、此法律は昨年四月一日より實行せらるべきものなるが故に、實行に先立ち一昨年十二月に於て其施行細則を發布せり　此法律及施行細則の全文は拙著獄事談中に譯載せる所の如し、普國政府は此法律施行に要する費用として昨年の議會に對し百廿五万馬克の豫算を要求せり、議會は感化法及施行細則の發布に對し非常に滿足を表し、異議なく此豫算に協贊を與へし而已ならず二三の議員の如きは、感化法の規定を勵行し犯罪豫防の目的を貫徹せむが爲には、尙此費額を以て不充分なりとし、政府は銳意以

て此事業の擴張を努むると共に、必要の費額は遠慮なく之を議會に要求せむことを勸告せり、尙ほ政府は當議會に免囚保護の補助費として三拾萬馬克を要求する計畫なりしが、之に關しては果して議會の協贊を經るに至りたるや否や、未だ確報に接せざれども、同議會に於て議員シミット、同男爵フォンツエードクッツ、同シャル等諸氏が盛んに議場に於て免囚保護の必要を論じ、ベーデン其他外國の律令等を引證して、國庫が之に關する相當の費用を負擔するの當然なるを主張し、滿場贊同の意を表したる所に依て之を見れば、政府の要求額の如きは當然議會の通過を見るに至りたるなるべしと信ず、我政府が目下焦眉の急務なりと言ふを理由として感化法案の協贊を議會に求め、幸に議會は之を是認通過せしめたるにも拘らず、發布以後既に二年の久しきを經過したるにも拘らず、全國中未だ一府縣として之れが實施を見るに至りたる所あるを聞かず、殆ど人をして感化法なるものゝ存在を忘却するに至らしめたるが如き感あるは實に吾人の痛嘆に堪へざる所なり、

普國の國會には議員中監獄事業に同情を有し、實際又監獄學上の知識を有する者尠からず、議員シャル氏の如きは曾て「スパンダウ」監獄に於て教誨師を勤めたる人にして、其他ヘルフオルド選出のドクトルワイヘ氏、ゼンゲル氏フオンヤゴー氏及ワールブルヒ選出のシミッド氏の如きも監獄事業の改良に就て常に熱心なる

勵を爲しつゝあるの人なり、故に監獄費の議事日程に上ぼる場合に在つては、是等の人々が監獄改良の立脚點より各〻意見を開陳することなるが故に、何れも改良に適切の議論ならざるはなく、其政府委員に對する質問の如きも、一として曾政府筋の急所を突かざるはなし、斯の如く議員の意見は凡て改良の立脚點より算出するものなるが故に、決して政府の要求費額に對して漫に節減を試るが如きことなき而已ならず、寧ろ要求費の少額にして改良の目的に適はざるを歸難する場合多し、例へば昨年の議會に於て再び議員より看守俸給額の增加を求めたるが如き、又は年度末に於ける監獄費の剩餘は之を感化及免囚保護の補助費に充てむことを要求したるが如き、一般監獄官吏の待遇を改良すべきことを唱導したるが如き是なり、

普國に於ける昨年の議會に於ても亦政府に對し監獄所管問題の決行を促すの希望を陳述したる者あり、此問題は殆ど毎期の議會に於て問題となるにも拘らず、尙今日に至るまで其決定を見るに至らず、所管問題に對し內務大臣フオンライツペ（ツ）イ氏の答辯したる所は左の如し、

余は此問題に就ては深く立入つて辯論することを欲せず此問題は事實に於て種々複雜せる事情あるが故に容易に之を解決すること能はず、司法省に於て行刑に干與するの必要を認むるが如く、內務省に在ても亦少くも今日の程度に於て

行刑監督の職權を有するの必要なるを認む、余は內務省が今日まで刑罰執行の局に當りたるが爲に、普國の監獄事業に對して顯著なる改良進步の實蹟を奏し（拍手起る）此高尙なる社會的及道義的事業に對して常に熱心に其完成を企畫して誤らざるを信じて疑はず、余は此功蹟に付き余の高等樞密參事官たるクローヂ氏の盡力に感謝せざるを得ず（拍手、「最然り、最然り」の聲起る）行刑は內務省に於て所管する行政各般の事務に最も密接の關係を有するものなり、即ち犯罪未然の防遏手段としては感化法の設備と關係し、犯罪事後の防遏手段としては警察行政密接の關係を有するが故に、此二者を管轄する內務省に於て、併せて監獄事業を總轄するは、其事業の目的を貫徹するが爲に最も適當の組織なるべしと信ず、之を要するに、余は此問題に對し我普國に於て今日實行しつゝあるの組織は之を變更するの必要なしと認む、

內務大臣が議會に立つて明かにクローヂ翁の此事業に對する功勞を賞揚したるが如き、翁に取りては眞に名譽のことなりと謂ふべし。

雜錄

○本誌附錄畫に就て

本年初刊の本誌に附錄として讀者諸君の閱覽に供へたる寫眞石版畫は白耳義國ブルッセル市の美觀を裝飾せる屈指の大建物たる裁判所の外觀を撮影したる者にして宏壯華麗なる裁判所としては實に全世界に其の匹儔を見ざる所なりと稱す工費總計凡そ五百萬佛克（フラン）當時恰かも實業社會の非運に際會し勞働者の賃銀の如きも非常に低落せる時代にして政府は專ろ勞働者保護の目的より之れが起工に着手したりとの事なるが故に大規模の割合には比較的少額の支出を以て之が竣工を見るに至りたりと謂ふ長、百八十「メーテル」幅百七十「メーテル」敷地凡拾一万三千坪餘、高、市街の地平線を抽くこと百十八「メーテル」に達す故に其の屋塔に登れば「プラペン」洲の一面は言ふに及ばず遠くは「アントウアープ」のカテドラール（寺院）塔及びウアーテルロー古戰場の獅子ケ岡等をも瞰望するを得べし大体の構造は「アッシリヤン」及び「ペピロン」時代の建築法に模倣したるものにして輪奐の美實に人の眼を眩惑せしむる建築家ジョセフ、ピユーラール（千八百七十九年死）の設計に係り起工より竣工に至るまでの間十七年の長日月を費したりと云ふ余輩は尚ほ機會を見て東京裁判所の寫眞をば之れと同一なる石版畫として讀者に頒つ所あらんことを期す

○三十四年監獄小吏

客歳の監獄小史を編むに當つて先づ著しく吾人の記憶に留まりたるものを

監獄吏員の敗德汚行

なりとす、固より全班の吏員にあらずと雖も吾人の僅々中四五の敗德者を出だしたるは眞に遺憾に耐へざる所なり、例へば福島に秋田に茨城に北海道に何れも職責を有する判任官の官金費消の大罪を犯されたること是なりとす、其の他看守の賄賂を收受罪また行はれたること二三なきに非ず、一葉動て秋風の來るを知る、吾人豈警戒する所なくして可ならむや、犯罪者を取扱ふべき監獄にして此失態あり、社會に對し何等の辭を以て辯疏せむや

監獄の建築

監獄費の國庫支辨に歸したる以來觀るべきもの甚だ鮮なしとす、若し夫れ強て求むれば監獄建築の施行に着手したること是なりとす、一年三拾万圓の金員を以て六箇所即ち鍛治橋監獄を市谷監獄後

部に移轉改築の計畫を爲し千葉奈良長崎石川鹿兒島何れも移轉改築を計畫したるが如き將來全監獄經營上の一着歩と見るを得べきなり、但し何れも數箇年の繼續工事にして昨年は唯僅かに地形若くは周圍塀工場官舍等の一部を完成したるに過ぎず唯吾人の希望する所は此等の諸監獄何れも能く劃一に監獄管理法の要求を充たすを得るに至らむことを、聞く所に依れば中央當局の建築標準とする所は拘置監分房の數大凡そ三分二以上、四人監三分一以上なりと謂ふ、鄙見（稿者）に依れば拘置監は悉く分房の原則を採り（例外として多少の雜居房を置くも妨なし）四人監は四分三以上の分房を設備するに至らんことを望む

監獄作業

大體一昨年に比し工錢收入額の增加しつゝあるは事實なり、昨年中に於ける決算額は未だ之を詳知するに由なしと雖も一昨年に比し一個月間に於て平均一四一錢の昂進を見たるや疑を容れず、而して一面漸次官司業（殊に官廳需用品製作）の擴張を行ひ作業施行の方法漫く其の宜きに適せんとするものあるに似たり、我國に於て未だ民業競爭の非難を受けざるは即ち是れ監獄作業の施行方法其當を得たるを證明するものにして唯僅かに東京に於て一部の傘骨製造業者若くは煉化業者の爲めにする所ありて監獄作業に非難を加へむとする者ありたるは事實なるも今日に至つては餘燼を留めず

經理上の運用

監獄の需要する所監獄自ら之を供給せざる可からずとの原則は漸次其の範圍を擴張するものゝ如し主として監獄建築の囚人の手に依て經營せらるゝが如きは之が一兆候にして其の他服被器具器械若くは食料品の製作生產物を有無相通じ甲乙互に融通せしむるの途は經理問題として頗ふる重要なりとす、其の他當局者間には炊所に蒸瀛力を利用するの結果薪炭費の減少を來たし各自何れも經濟の些末なる點まで漫く注意するの傾嚮あるはまた一進歩の證左として見るを得べきなり

在監人員

昨年八月に至る迄は在監者の數一昨年に比し減少せるも九月以降却て增加の傾嚮あるを見る、想ふに本年一月以降前年に比しまた多少の增加を見んか、在監人の多少は由來警察裁判の方針に伴ふこと多きに依る、吾人は唯其の警察に流れざらむことを希望するのみ

在監月末人員

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
三十年	六五、六四	六五、六二	六七、九〇〇	六六、九六三	六五、三七八	六四、四四一	六四、二〇七	六五、二七二	六七、〇三三	六七、六八四	六九、六五〇	六九、五四一	六六、五四一
三十一年	七〇、九六八	七四、〇八〇	七二、四八四	七一、九八三	七一、三八一	七〇、四六八	六九、三三八	六九、三〇三	七二、四〇八	七三、〇〇〇	七一、六一二	七〇、六三三	六八、四六二
三十二年	六九、七五八	七三、五一二	七二、一二八	六七、〇九五	六四、一七二	六一、二九七	五八、七八八	五八、〇〇〇	五七、七〇二	五八、五三七	五八、三四〇	五七、七〇三	六三、〇四七
三十三年	五九、一〇四	六三、三一七	六三、三三三	六二、〇四八	六〇、五六〇	五八、七四八	五七、五四三	五七、九六三	五八、七一三	五八、七三七	五八、一五七	五七、七〇三	五九、六四六
三十四年	五八、四〇四	六〇、一六九	六一、四三三	五九、八六九	五八、六六八	五七、一八八	五六、三三七	五六、五九三	五九、二三八	五九、八〇三	五九、七一四		五八、八四五

死刑の適用

死刑の適用減少したるは甚だ喜ぶべしと爲す、尙一歩進めて僅かに例外として一年間二三人なるに至らしめんことを切望す

三十二年　四十一人
三十三年　三十九人
三十四年　二十七人

一昨年に比し著しく減少したるは當局者の死刑適用に向つて一層の愼重なる態度を採りたるを想察するに足る

特赦復權

三十二年	特赦人員	二十人
三十三年	同	九十五人
三十四年	同	百九人

頃年特赦人員の增加大に驚くべし、殊に當局者の謂る所に據れば昨年下半季典獄會議後に於て頓に特赦數の增加したるを見ると謂ふ、數の增加大に喜ぶべしと雖も恩典の普及は各監獄に行はれ徒らに僞詐することなからむを恐る、唯最も注意すべきは　聖恩に浴すべき特赦は當局者に於て詮衡を重ぬること數次ならむことを

三十二年	復權人員	九人
三十三年	同	十人
三十四年	同	八人

逃走者

昨年中に於ける逃走者の數は近年稀なる增加を來

たしたるは遺憾と謂ふべし、則ち左表に依て之を見るに

	逃走人員	捕獲人員
三十一年	一二五	七五
三十二年	六四	二八
三十三年	六九	四六
三十四年	一二七	六四

昨三十四年は一昨年に比し殆んど倍數の逃走者を出だせりと謂ふべし、而して捕獲者の數少なきは又以て警察の注意精粗を判知するの一材料と爲すを得べきなり、今試に逃走者は警察の手よりなるや若くは監獄より逃走したるやを調査するに大凡そ之を二分し一半は警察一半は監獄と見るを得べし、監獄逃走の多きは主として監獄建築の爲め外役工事に服し自然戒護力の薄弱なるに乘じ彼等の非望を達せんとしたるもの多きを占む、之を分類して示せば左記の如し

逃走者分類表

看守者隙を窺ひ門柵を踰越又は突破り逃走	十八人	二
看守者隙を窺ひ門衛看守を欺き逃走	一	四
監房の錠を外し門柵を踰越逃走	七	四
利器を用ひ監房床板を外し又は切斷し仝上	四	三
利器を用ひ監房内便所羽目板を外し仝上	二	一
監房の鎖鑰を施さゝりし爲め逃走	四	十九
監房の窓氣入口周圍煉瓦を破毀し門柵を踰越逃走	四	二
利器を以て監房格子を切斷し仝上	十三	八
監房格子を取り外し仝上	六	
監房天井板を破壞し仝上	二	
監房板張を破り又は取外し仝上	三	
監房障子を押明け仝上	一	
監房出入口を開くの際突然逃走	一	
看守者隙を窺ひ逃走天井裏に潛伏	一	
交付又は歸監等に際し看守者の隙を窺ひ逃走	四	
裁判所假監より逃走	二	
外役先に於て看守者の隙を窺ひ逃走	十四	
外役所に於て看守者に暴行を加へ逃走	二	
厠窓、播除口より逃走	四	
厠園板、戸又は掛金を外し逃走	三	
厠出入口より抵抗して逃走	一	
護送中護送者の隙を窺ひ逃走	十九	
仝上護送者に抵抗して逃走	二	
仝上汽車客窓又は便所窓より逃走	八	
計	百二十七	

假出獄者

假出獄者の數は別表の如く

假出獄人員

三十一年	三三五
三十二年	三九七
三十三年	三四〇
三十四年	三二一

一昨年に比し多少の減少を見ると雖も差し之に就ては別に着しき現象の存するものなし

同上停止者

三	
八	
五	
七	

監視假免者

三十一年	一〇〇
三十二年	一四八
三十三年	一六八
三十四年	一〇六

是亦多少の減少を見ると雖も別に理由の存するものなし、唯假出獄監視假免共に府縣に依り權衡を失するを以て監獄の手心に依り成るべく其恩遇を均霑せしめんとて法相の訓示ありたり

火災

十一月十三日横須賀監獄舩融の製ふ所と爲り工場其他附屬舍五棟を消燼せり、此因事却て一般監獄社會の警戒を買ひたりとせばまた廉價のものならずや

典獄會議

司法省第一次の典獄會議は九月廿六日を以て開かれたり、開會日數大凡ろ一週間、法相の訓示演說諮問案、協議會何れも皆斯道に利益を與へたること鮮少ならずとせず、聯合典獄會議の例年に比し劣なかりしは一異徴とすべし

警察監獄學校

第二期監獄科生徒九拾餘名昨年二月を以て苦學一年の科程を終く各々歸任せられたり、俊進の士官英の擧空しからずんば異日監獄改善の實績は諸士の手に依て之を收め得べし、予は實に之を卒業生に待つこと深し

○典獄諸公に與ふるの書

松野綠

僕、謬劣の身を以て特に一書を裁して諸公足下に致さむと欲するもの、言必ずしも新なるにあらず、新を貴ぶ新年の起首に於て先づ之を披攄する既に謬れりとすべけむも、平生の所懷を禁秘するの誠に堪へざるものあればなり、耿々一片の赤心抑ゆる能はざるの情は宜しく繁務なる諸公閣下の一讀を煩す所以にして、僕豈敢て徒に辯を弄する者ならむや、豈敢て徒に辯を弄せむや

僕の今日最も大に疑を狹む所は則ち監獄は果して改善の道途を迴りて進行しつゝありや否やの問題是なりとす、謂ふ所儼骨にして奇激に失せりと雖も何人も能く之が解決を下し能ふものなかるべし試に諸公の主宰し玉ふ監獄に就て中夜心を虛ふし意を平かにし靜かに思索する所あれ、構造の以て多少面目を革めたりとするあるも將た衛生の能く完備するあるも若くは作業工錢の收入增加を見るあるも簿册の整理經理の運用悉く其の宜きに適ふたりとするあるも直接監獄の目的に對して幾何の資する所ありしや、僕固より全く資する所なしとは謂はず唯此等の點よりも尙一層重大なる主たる事務遇囚を離れては此等の完成何等の用なしと謂ふのみ、諸公試に一年間に於ける監獄新入者の數再犯者の數を檢して以て之を十年若くは五年以前に較し見よ、人口增加の速度よりも尙一層の速度を以て犯罪者の增加を見つゝあるは事實にあらずや、諸公の監獄改善に鋭意熱誠なる如恁にして而して未だ其の効績の一部だに揚がらざる顏ぶる遺憾なしとせむや、顧ふに諸公は平常口にすべき監獄の目的を踈外して、遇囚に直接關係なき細節に拘々たる所以のもの豈之が源たらざるなきを得む

や

監獄の目的は今更事新しく謂ふ迄もなく犯罪の撲滅若くは其の減少を計るに在り、監獄事業の成効と否とは一に此目的に對する關係を視て其の眞否を卜すべきこと恰も美醜の明鏡に對するが如けむ如何に監獄其物は世俗の以て眞善なりと稱讃するあるも一國の犯罪を減省すること能はざるの監獄制度は何等の世用なく一の好事魔たるに終らむ、屑々たる簿册の整理會計の事務は刀筆の俗吏尙能く之を處辨するを得べし、醇乎たる遇囚の要務は活きたる精神と緻密なる才識を以て之に膺るを要すべく凡俗の輩得て企つべきに非ざるなり、僕必ずしも諸公を强いて遇囚の要務を忘れたりと謂はず、諸公の賢明なる敢て此の卑近の言を知らざるに非ずと雖も人性の弱點は此の至難なる道途を避けて至易なる地に就かむことを求むるは實に免かる可からざる所なりとす

遇囚の事や寔に至難なり、整理したる俗務の以て一時遁見者の眼を奪ふが如き凡醜は何人も共に與みし易き所、凡そ監獄界に生息する者功利を貪らむとする者は須らく形面下に現はれたる事務にのみ能く之を整理するを要すとは實にその秘訣たり視る者多くは以て建築の宏莊なるに繁き房内の秩然たるに眼を眩し構内の洒掃に意を注ぎ簿册の整

然として記臆されたるに驚を奪はれ直ちに以て最善最美の監獄なりとの讃辭を呈するの俗眼者流は彬々として是れ、固より此等の點は遇囚上要求する所なりと雖も能く其の精神の存する所を解して而して後之を勵行する大に可なりと雖も形式觸目の點のみに趨るの結果他を顧みれば矛盾撞着の憾あるもの比々として是ならざるはなし、視る者の眼より之を見る一見以て其の非を看破するを得べしと雖も俗者を驚かさんとせば先づ大に彼等を納得せしむるの點を飾る所あるを要す、此弱點を知つて徒らに粉飾糊塗を事とする者想ふに諸公名利を釣るの一提徨たるべし、是を以て造次當に想を形式の上に馳せ其の眞髓を穿つに至らざるは固より其の所、加之遇囚の事務は容易に解し易からず、多年の經驗と万能の才識を有する者巧みに這間に處して始めて能く囚人歸善の實を得べきなり、苟も俗眼を瞞して名を貪らむと欲する者は難境を避けて易者の地位に就くこと、恰も百川の透逸として險關重嶺の間を潜り平板の水準を得むと欲するものあるに似たり、然れども諸公考一轉する所あれ監獄を以て名利の地と爲す事既に非なり、名を貪らむか別に中原の鹿を爭ふべき馳驅場の在るあり利を得むか日に數百金を積むべき輸贏商賣の存するあり、何を苦んでか茲に羈縻たるを須ゐんや、諸公の現職に留まる所以のもの恐くは名利の俗界を脱し天眞樂趣の離畔すべからざるもの在るを以ての故に非ざるなきを得んや

名利を求めんと欲する者は宜く監獄界を去るべし是れ實に監獄は此等欲望の徒を誤まらしむるものなればなり、監獄に從事する者利を貪るの陋は固より論外、名を貪る者また與に齒すべきに非ず、名は畢竟實の賓、之を求めて而して漸く得たる者は實力の之に伴ふに非ずんば久しからずして終に衰運に陷るや必せり、求むるの念なくして自から茲に到らざる可からず、求めて得たるの名は容易に之を失ひ甚たしきは他人嗤笑の種たるを免かれず、名を求めんとする徒の心事の卑陋、何ぞまた利を射るの徒と相擇ばむ、監獄に從事する者の意氣の崇高廉潔到底能く此輩の俗者と相容るべきにあらず、諸公既に現職に在る以上は少くとも形式の粉黛を事とせずして樂んで心性陶冶の疆界に逍遙すべきなり、決して名の揚がらざらんことを恐る〻勿れ寧ろ名の大に顯はるゝに至るを愛へよ、名は人を陥ふの賊たりと知らずや、曾て新妻氏の三重縣典獄の職に在るや、令聞あり、氏は默して一言も自己の職務に言及せず頗ふる天職を樂むの風ありき、氏は果して能く遇囚の要鈐を提げたるや否やは知らずと雖も、兎に角其名を博せんとするのは僕をして尚一の言ふべき所を語らしめよ、監獄は寔に禁閉場に非ざるなり、典獄の職は一面より之を見れば犯罪防遏部長たるに外ならず、殊に我邦の如き犯罪防遏機關の整備せざる即ち感化院免囚保護場の設立寥乎として晨星の如く、惟一の監獄を以て犯罪を防制せんとする恰も蠏螂の斧を揮つて大軍に抗せんとする者あるに似たり、之が長たる者の苦衷甚だ察するに堪へたるものあり、典獄は單に内監獄を管理するのみならず一縣の犯罪を防制し、無名の感化院長と爲り若くは無名の免囚保護長たるの職責を負ふ、茲を以て犯罪を產出すべき社會の狀態其物に着眼し進んでは未だ其の犯罪たらざる已前に社會上若くは行政上出來得る限りの力を揮つて之を杜絕し、退いては犯罪の原因たるべき社會の狀態を以て之を遇囚若くは免囚の上に利用し以て彼等の眞民たるを希請せざる可からず、到頭社會其物は典獄たる者の須臾も忘るべからざる所とす

由來監獄の職に在る者、社會の狀態を外にして單獨に監獄其物の改善を企てんとする既に過てり、口にする者往々監獄の獨立を唱へ、さなくとも社會を冷眼視するの弊なきにあらず、監獄と社會とは將來愈々益々密接近邇するを要すべきもの、管

意氣なかりしは頗ふる欽すべきにあらずや、想ふに濟々たる諸公、這般の志氣を有し治蹟の大に觀るべきもの七八にして止まらざるべしと雖も、局外凡俗の觀て以て儔輩と爲し卑陋なる心事を以て吾人崇高の志を傷けむとする者あるを慮む然れども諸公、僕の眞意を誤解する勿れ、敢て細節小故に拘々たる勿れと謂ふにあらず、遇囚上要求すべき點は極めて細心なれ、苟くも紀律の府たる監獄は必ずしも形式を度外視すべきにあらず、形式の貴ぶ所以實に是れ遇囚の要訣たればなり、嚮謂ふ所算盤刀筆を把て推積したる簿册の裏に忙殺せられんよりも此等の事務を簡約にし尚一層遇囚の上に專心なれと謂ふに過ぎず、帳簿會計の事務や監獄の主たるものにあらず、固より之が整理を圖らざる可からざるは言を俟たずと雖も、此等の事務は成るべく數時間を以て完了し主業は遇囚の上に存することを忘る可からず、中央要路者の此理を既くや玆に數年、積弊の漸を成したるもの遽かに改め難きの事情ありと雖も、諸公にして年と與に新たに奮迅せる猛虎の如く大に活躍するに至らば、諸公の下僚もまた追蹤迨ばざらむことを恐るゝに至らむ、否らず、今の如くして數年を經過すと雖も今猶昔の如く犯罪減省の上に於ては何等の觀るべきなく依然として昔時の幽閉場たるに終らむのみ

内部觀の如きも徒らに留置場若くは支署を巡見するのみならず併せて其民情風習の存する所を審究し犯罪の原因を明かにする所あるを要す

犯罪は謂ふ迄もなく社會の産出物なり、濁流の濫々たる所必ず犯罪を産出せざるはなし、戰後の餘弊は風俗を害するの罪漸發し、冬期饑寒を叫ぶの徒は放火偷盜是れ事とし、曾に以て社會下層の民のみならず上流の士は宴樂驕奢に耽りて子弟の教育を忽せにし賄賂苞苴行はれ武士道地に敗頽したるの今日焉ん夕能く犯罪者の續發なきを得むや、監獄は社會の照魔鏡なり、清濁目から之に依つて現はる、此鏡を把て以て大に社會事業に力を効さんと欲する者豈今日を措て他日に求むるの機會を待たむや、聞說く宮城の山崎氏は頃ろ風俗保全會なるものを設立し同縣朝野の贊助を得たりと、日尚遲くして奏功の如何を知る能はずと雖も是れ實に我心を獲たるものなり、想ふに諸縣典獄の内必ずしも如悉き會を設立せずと雖も能く監獄をして社會と相調和せしめ進んで犯罪防遏の職責を全ふせんとする者尠なからざるべし、唯僕の寡聞に坐するのみ、從來犯罪を減省するに至らざる所以のものまた茲に一原因するを免かれず

要するに内監獄をして層一層遇囚の上に全力を傾瀉せしめ、外、社會の狀態を審究して犯罪の豫防を計るに至らば犯罪の減省また數年の後に之を見るを得ん、此理や頗る卑近何人も可知のことに屬し唯實行の足らざるを憂ふるのみ、實行なきに於ては千言万語何等の要なし、僕は其れ諸公の年を迎へ心機を新たにしたるの機に濫んで陳言の反省を求め、實行の之に伴はむことを祈るのみ、野人固と禮節に嫻はず、言ふ所節度を失す、希くは其意を採り言を略して可なり、失言の罪千愧万死に抵る謹言

○巡見雜記

別　天　生

昨年中に於て予の監獄を巡見したるは大小の監獄併せて十なりとす、十監獄の視察豈多少の雜感なきを得んや、殊に該視察は予一人のみにあらず、隨見の衆を得たるを以て先輩者の教導提撕に依て啓發を受けたること尠なからず、予の茲に其の一部を錄するは多くは先生の賜に出でたるものにして盖し予一個の鄙見のみにあらず、其の内他山の石たるべきものを擇擇して以て愚を洽ねからしむるの微意のみ、必ずしも之を以て雜感の全豹と爲すに非ざるなり

一、囚人の監房配置は到る所の監獄に於て等閑に附せられたる傾あり、典獄の敢て之に關知せざるのみならず看守長も亦之を放任し甚だしきは受持看守のみにて隨意專斷的に監房の轉換を行ふこと鮮なからず、茲を以て時に或は房内巡回の當時揭示板には六人と註されたるに拘はらず本人は他に轉して行衛を知らざるものさへなきにあらず、盡籍同罪惡養成の弊は茲に至つて益々較著なり、少なくとも監房配置は今一層愼重に爲し變換の如きは獨り典獄の左右する所と爲り濫りに看守の之を行ふが如きことあらば嚴重なる懲戒處分を行ふが如く痛く戒飭を加ふるの必要ありと信ず

一、入監房放免房として獨居拘禁に付するの趣旨は彼等遷善悔改の効を現はさしめんが爲めにして且之を利用して雜多の關聯したる事務を處辨する上に利益あるを以てなり、然るに實況を見るに多くは入監房放免房共に一房數人を雜集せしむ監房の不足なるが爲めに數人收容するは止むを得ざる事情なるべしと雖も傍らに空房三四の存するにも拘はらず之を利用するに至らざるは眞に入監房放免房の趣旨を解せざるものと謂ふべきなり、即ち單に事務處辨の爲めに新入室放免室を設けたるのみにして甚だしきは何等の意味に出でたるやを認識すること能はざるものさへあり、例へば刑期二三箇月の禁錮囚及拘留囚に對して一々悉く之を放免室に拘禁するが如きは餘り形式に馳せたるものと謂はざる可からず、短期囚に對しては工錢計算の手數を要せざるを以て一日たりとも空しく之を房内に休役せしめ置くの必要なかるべし、曾に事務處辨の上に於て必要なきのみならず、彼等をして過去を追懷し將來の計策を運らさしむる程の必要なかるべきを以て臨機の措置を採ること最も必要なりとす、然るに事效に出でず、刑期の長短個人の關係等を省察せず、千遍一律の取扱に出でたるは頗ふる遺憾と謂ふべきなり

一、無定役囚をして房内に端坐せしむるは策の宜きを得たるものに非ず、何人に對しても勤勉の美風を馴致せしめんには例ひ五日なりとも服役を勸誘せざる可からず、殊に一箇月間爲すなく房内に正坐せしむるは習慣の上より之を見るも大に忌むべきことなりとす、此點は各監獄とも大に努むるものゝ如しと雖も今尚作業等の點よりして勵行を怠りたる場所なしとせず、今一層の注意を請はざる可からず

一、懲治人は到る所の監獄舍に二三人あるを常とす、彼等の工場に服役する有樣を見るに未丁年囚と同居せしめ或は間々離隔したる工場に一人

の看守を附し就役せしめつゝありたり、寧ろ僅小なる懲治人の如きは看守監督の下に置かずして教誨師教種の下に羈束せしめ置くの適當なるを覺ゆ

一、或手藝に從事しつゝある未丁年囚に對して學科として卑近なる該手藝に關する講話を施すは極めて適切にして實際各地に於て施行しつゝある所なるも、予は尚一層此趣旨を擴張し、必要に應じ服役時間以外丁年囚にまで及ぼされんことを希望す

一、各地の監獄必ず二三獰惡不逞の徒あり、彼等は獄則處分を受けたること幾回なるを知らず、毫も懲めず、處分を受くれば受くるに從て益々亂行を逞ふし一種の病癖變調を呈するに至る、仔細に之を檢すれば彼等は即ち一介の精神病者なり、處罰を彼に加ふる不當にして別に臨機の措置を採る所ありて可なり、殊に精神病の疑ある者に對して其の之を檢するの方法として處罰を彼に加ふるが如きは不當の甚だしきものと謂ふべし、過般法相の訓示演說に監獄醫は成るべく精神病醫學に精通したるものを撰べとは此邊の趣旨を包含するものにして最も適切の言たり、醫家は宜く自己の研究を以て之を證明し濫りに處罰を彼に加へしむ可からず

一、病監患者の內肺結核患者と其他の病者とは食器を殊にする所なるが、病者に對しては少なくとも食器は各自專用のものを定めしめ置くを要す

一、身分帳中身上票の警察照會は各地とも常に之を勵行して怠たらざる所なるも、現に數箇月前監獄を放免したる者に向つて警察に對し再び照會の勞を採るは愚の極なり、警察は之に酬ゆるに本囚は既に長日月間監獄に拘禁せられたる者なり、本囚の性行身上の關係は貴監必ず能く之を熟知せんと謂はゝ監獄は何等の辭柄ありや、概して監獄は前入監の際に於ける身分帳を利用するの道を採らざるものゝ如し、身分帳は完結後永年間之を保存するの必要即ち再三犯と爲つて他日利用するの機あるべきを以てなり、然るに之を利用するの法を知らず、偶々共に之を編綴し置くも紙撚を以て左右悉く括り置き容易に見るを得べからざる樣秘書と爲し置くは予その眞意の存する所を知るに苦しむ、身分帳の利用は獨り同一監獄に於て之を圖るのみならず尚他監獄に於ても亦照會して之を利用するの策を採るを要す、殊に囚人餘罪發覺等の場合に於て刑事被告人として他監に送致するときは押送規則

に依り名籍原簿の謄本を添付するも予は尚此外身分帳を添付し拘置監に在る內と雖も尚行狀を視察し身分帳に記入するを要すと信ず、之に關しては現に名籍原簿謄本を添付するの實例ありたり、依て注意の爲め茲に付言す

茲に尚一の付言し置くべきものあり、身上票警察照會の趣旨たる、實は威嚇の手段にして虛僞の言を弄せば他に之を發見し得べきの途あるを以て相當の處罰を科することもあるべしとて眞實の口供を得るの方法たるに過ぎず、必ずしも之を以て悉く警察署に照會するの精神にあらず、勿論予は此の照會を非難するにあらずと雖も當局者に於て尚多少の斟酌を施こすの必要ありと信ず、

一、身分帳中作業表並に表紙三課長の下に記入すべき業種は單に總括したる業名を以てせずして種目を掲ぐるを要す、例へは機工の內雜役なる者ありて機織業に從事せず專ら梭機の修繕に從事する者ありとせば機工雜役即ち大工と記するを要す、否らずんば身分帳に依り今日從事しつゝある現業の如何を確知すること能はざればなり

一、未丁年囚の授業に當り其の彼等の使用しつゝある文具を視るに實に亂雜甚だしきものあり、破壞されたる算盤石盤を給せられ禿筆硯池共に物の役に立たざる如き有樣なり、方今文明の今日若し夫れ昔時の寺小屋段の實劇を見んと欲せば宜く監獄內の教場に赴くべし、予は監獄社會の教育事物を誤解したるに非ざるなきやを疑ふ、監獄は紀律を貴ぶ即ち教育とは紀律ある生活を教へむが爲めなり、徒らに文字算數を教ゆるを以て足れりとせず、而かも此必要なる教育方法に於て如何に千言万語紀律の眞趣を說くあるも其傍に橫はるものにして不紀律の狀態を現はせば白日の說法屁一つに終はるべし、總じて監獄內の教育は日の學問に在らずして眼の學問なることを忘る可からず、眼に見ゆる所のもの活模範を示すに非ずんば眞正の教育と謂ふ能はず、筆紙墨とも完全に過不足なく給し破壞汚濟したる者は早速引換の手續を了はり且又一面教權の下若くは獄則の下に於ての懲罰を要請せざる可からず、總べて書籍文具等に論なく彼等には必ず專用のものを給するの法を採らば何人の汚損破壞に出でたるやも亦容易に認識することを得べく、且又自から其間に鄭重に物事を取扱ふの習慣を馴致するに至るべきなり

一、實際監獄に當んで見るに囚人殊に刑事被告人中に蓬頭亂髮の者多し、實に蓬頭亂髮のみなら

ず一片の手巾を携帶せざるものあり、試に彼に問ふに洗面したるや否やを以てす、答へて曰く洗面したるも拭ふものなきを以て已むなく帶を代用せりと、或は答ふるに洗面せざる旨を以てす、不紀律も茲に至つて甚だし、受持看守は十分に能く彼等を視察し惰慢なる体容生活を營ましめざらむ様心掛くること肝要と謂ふべし殊に手巾の如きは稱呼番號を付したるものを專用せしむるの注意あるを要す、此點は警察留置場に於て最も亂雜なるを見る、留置場巡視に際しては特に之が注意を下し度くの必要ありと認む

一、岳洋先生監獄巡回の際予に誨へて曰く子若し夫れ監獄の紀律如何を見んと欲せば先づ看守の休憩所台宿所を視て其の一端を知れと、眞に至言と謂ふべきなり、休憩所の清潔を缺て蘆埃多く竹皮木箸四散し帽飛び劒横はり外套亂れて一部に在り、嬉遊を顧みれば人もなきに活火焔々傍に紙片繚亂す、以て如何に紀律の敗頽せるかを想察し得べきなり、殊に嬉遊人なく活火焔々たるが如きは經理上火災豫防上の注意を察するに足る、若し囚人をして此狀況を一見せしむれば必ずや謂はむ、紀律を予等に教ゆと雖も請ふ自ら之を治めよ、此体たらくは予等よりも尙一層不紀律なるに非ずや云々と看守は宜く之を省察する所ありて可なり、紀律は口以て之を說かずして自ら修めて彼等に活模範を示すに非ずんば到底意思の薄弱なる囚人を敎育するに足らず、既に看守の紀律にして斯の如く敗頽するに至らば囚人の不紀律亦自から招くの結果たるべし、是れ獨り休憩所のみならず合宿所に於ても亦然りとす、破れ障子毀れ火鉢酒杯狼籍、宛然是れ紀律の模範たるべき看守の家庭と思はれず、此邊は主宰者に於て注意すべき要點なりと信ず、何れの地にも必ず合宿所規則なるものあるべし、之を勵行して而して後囚人に迫はすの覺悟肝要なり

一、囚人懲罰は實際各府縣多くは其權衡を失す、囚人五六百人を拘禁するの監獄に於て多きは一年殆んど千件に達し少きは二三百件に止まる、獨り其の數量の上に於て差違あるのみならずまた寬嚴の度着しく異にし昇禁の處罰は毫も施行せざるの監獄少なからず、勿論囚人の行狀に依り必ずしも一樣を期する能はざるは言を俟たずと雖も當局者懲罰の多きを以て憂と爲す勿れ、懲罰の多きは一面より見れば紀律勵行の結果たり、また懲罰の少きを以て誇る勿れ、一點の紀律だになき監獄は毫も懲罰あるを見ず、些小の犯行に對しても假借する所なく斷々として懲罰を施行し以て犯則者の少きを致すこそ是れ懲罰の目的なれ、看守の懲罰に對しても亦然り、懲戒すべき點は宜く之を勵行して以て風紀を振肅すべきなり、當局者の紀律に對する注意の精粗如何は一冊の懲罰簿を讀してまた全豹を察することと雖しと爲さず　（未完）

○監獄報告例の制定に就き

和田生

統計報告事項の屢改正すべからざることは比較觀察の必要上より又取扱者の熟練を要する點より又經費上よりするも大に愼まざるべからざることは茲に喋々を要せざる處なり

昨年十二月司法省訓令第九號を以て監獄報告例を制定せらる從來監獄統計報告は明治二十三年內務省訓令第三十號並に同三十一年同省訓令第三十六號の樣式に準據するものにして明治三十一年の改正は內務報告例中局部の改正に係るを以て報告事項に變更なきものは勿論製表並に報告に要する注意は總て內務報告例の汎則に準據せざるべからず且局部改正の爲め其諸表には番號なく從て照會等に就きては一々表題を列記せざるべからず特に改正樣式は監獄に關する報告にありて未曾有の改正に係るを以て表の疑團も尠なからず從て之が解釋並に調査上に就き區々に亘らざるが爲め監獄局長よりの通牒或は典獄會議に於て屢指示せられたる事項も亦尠少ならず斯く報告事項の各所に散在し一括せざると表に對する解釋並に取扱方の樣式に附隨せざるが爲め其旨趣の貫徹せざるものあると法令改正の結果當然改刪を要するものあることとは今般監獄報告例を制定せられたる要旨ならん而して此の制定に因り報告事項を網羅し（現に期限を定め報告するものと雖も永續の必要なきものは之を省かれたり）一に之に據らしめられたることは地方當局者の實際取扱上に尠なからざる便益を與ふるものなることを信ず

報告例の內容に於ては舊樣式と大差なしと雖も只疑團に亘る文字の使用を避け意義を明確にし或は從來照會に依り調査したるものを編中に挿入したると法令改正の結果に依るものと一は又必要上一二の修正を加へられたる廉なきにあらず順次各表に就き私見を陳せんとす

舊樣式中刑期を示す諸表には多く「何年以下」期間を示すには「何日以內」等の文字を使用せり原來「以下」の文字は統計上普通に未滿の義に使用さるゝを以て舊樣式の如く重禁錮の最長限に就き之を七年以下とせば刑期滿七年の者は何れに記入すべ

きやの疑團を生ずること屢なり依て此の類は總て「何年以上」「何年未滿」の文字に修正せられたるなり

第一表に在監延人員を追加せられたり本項は從來監獄事務官の照會に依り毎月監獄本支署に於ける延人員を調査報告したるものを同表に加へられたるに過ぎずして警察留置場に於ける延人員は調査を要せざること從前と異るなし

第二表書樣式に依れば月末の囚人を罪名別に悉く列記するものなりしと雖も本表に依れば表中列記以外の罪は總て其他に合算することとなれり

第三表は從來監獄局長より照會に依り調査したるものを編中に加へられたるに過ぎず

第四表は八種傳染病患者ありたるときは各一表に調製すべきものにして書樣式と異るは月末の同患者と越員に對するものは總て朱書して罹病期間の長短を明にするに至れるとにあり

第五表監獄にありては男監女監は其區別嚴格なるに拘らず書樣式には之が別を設けず表章したるを以て其區劃の大小廣狹等を知ること能はざる遺憾ありしも本表には之が區別をなし且從來調査の一定せざりし病監閉室昇禁室は表中之を省き表尾に別記することとなれり

第六表は技手通譯を加へられたる外從來藥劑生の如きは往々監獄醫中に加算したる處あり之れは畢竟誤謂に屬するも本表には技術雇を區分し藥劑生其他技術に屬する雇員は之を列記することとなれり

第八表は從來第七表と一表なりしも法令改正の結果第七表より分割して定められたるものなり而して本表は三十四年中の事實より報告すべきものにして說明第二項の旨趣は例せば十一月に退隱料を受くる資格を得れば假令金額は未だ受領せずと雖ども人員並に其年間の權利に屬する月割額を揭ぐべきものなり尤も停止に係るものは說明第三項に依るべきものとす

第九表最多最少日人員を刪除せられたるは原來右は本支署並に警察留置場に於ける現在員を各日に加算し一ケ年を通覽して最多最少日人員を採錄するものなりしと雖ども其勢を省略し單に本支署に於ける人員のみを第二十七表に各別に揭ぐることとなれり以下出入表に於ける總て之れに同じ又本表の監房內より逃走の項には假令拘置監にあらざる警察署の監內より逃走したる者も合算すべきものにして何々とあるは逃走の個所を明記するものに依ること

第十表は只被告事件中謀故殺、放失火を謀殺、故殺、放火失火と區別を附せしに過ぎず

第十一表從來森林法違犯者にして禁錮罰金併科の人員中罰金の換刑者は本年間の入に記入すべき項なかりしと雖ども之を本表には附加罰金の換刑の項に別記することとなれり

第十二表乃至第十六表は罪名に於て風俗を害する罪を賭博と其他に謀故殺を謀殺、故殺の二に倘之を嬰兒壓殺と其他に放失火を放火と失火に區別し倘第十三表以下第十六表の條例違犯に就ては特に徵兵令、屋外窃盜、遺失物法、森林法と其他の五項に分割したるの外從來の樣式と異る處なし尤も第十三表に於ては二罪以上引續き執行する者の犯數は從來區々に亘れるを以て之は說明第三項に依り一定することとなれり

第十七表は罪名を省略し單に宗教別人員を揭ぐることとなれり

第十八表は新に加へられたるものゝ一にして幼年囚未丁年囚に對し特に身上の關係を詳知することは感化上の資料に大に必要のものなるべし本表罪名の記載方は第十三表に揭げられたる例に準し犯數以下の關係も亦新受刑囚人の罪名各表に準據すべきものなりと雖ども職業の有無の項職業を有する者とは職業の素養ある者職業に就きし者とは職業に就きしと雖ども未だ習熟に至らざる者を云ふ

第十九表の罪名は新受刑囚人の罪名第十三表以下に準すべきものなり

第二十表は書樣式と異るなしと雖ども二罪以上引續き執行の者は從來調査一定せざりしを以て說明に依り通算したるものを前犯の刑期となし尚賞與も賞譽規程の如く二罪通算したるものに依ることとなれり

第二十二表は從來監獄局長の照會に依り調査したるものを本樣式に加へられたるに過ぎず尤も罪名の記載方は本表に揭記せられたるものゝ外は總て其他に合算して揭ぐべきものなり

第二十四表は從來一位以下の小數迄記入すべきものなりしも本表は製表の際小數は四捨五入して貫位に止むることとなれり

第二十七表は各出入表より分割し一表となりたるものにして本支署に限り調査し警察留置場の最多最少人員は調査せざることとなれり本表に就き一の注意すべき事項は最多最少日人員は各身分毎に一年間の最多最少人員を調査すべきものにして計は其監署に於ける總員に就き調査するものなり故に計と內容の人員とは必しも符合すべきものにあらず

第二十八表書樣式に依れば不就學延人員は疾病、事故就學延時間に就ては讀書習字算術の例を示せ

るも府縣の報告表に依れば此の以外の記載あるもの稀有なるが故に其補足として延人員には其他を加へ日曜大祭日の公暇日を記入し延時間には修身何々と教授する所の學科を列記するとなれり

第二十九表は新に加へられたるものゝ一にして教育の結果を表章するものなり然れども其年間の出監者中疾病又は事故の爲め在監中教育を施さゝる者及幼年者と雖ども瘖啞者は本表に加ふべきものにあらず

第三十一表の第一項より合計に至り各項は懲罰の度數を掲ぐるものにして例せば一人にして二回懲罰に處せられたるときは二人と記入すべきものなり而して懲罰人員の項には人數を掲くべきものなゝを以て畢竟前各項は此の人員に對する懲罰度數に當るものなり又施錠免除及免罰は必しも本年言渡の人員に對したるものにのみ限らさるなり

第三十二表は舊樣式に比すれば根本的に改正せられたるものにして畢竟病名の分類は古くして現時の學說並に實際に適合せす一は病者の區分を置かざるが爲め地方當局者の永く改正を希望したるものにして由來病者の多きは最も當事者の不名譽とする處なるが故に其調査も一定を缺くの嫌あるを以て此の改正を要したるものなるべし而して本表の病類は萬國衛生會議の決議に係る十年改正の國際病類中監獄の衞生上並に監獄改良上等に就き特に調査研究せざるべからざるものを擧けられたりと云ふ而して尙病者の輕病休役病監の三に區分し以て病に對する疾患の輕重多寡を知るに至れるは舊樣式に比すれば多少手數を要すべしと雖ども其結果は大に參考上必要の資料を得るに至るべし本表に就き最も注意すべきは二種以上の疾病に罹りたるとき原因の如何によりて之を繼發病と併發病とに區分するにありと云ふ之れは地方當局者に信頼し必ず好果を得べきを信ず尙一の注意すべきものは刑事被告人にして病に罹り囚人となり治癒或は死亡したるときは病者延人員は各別に分記すべきや

本表は病を主として調査すべきものなるを以て最終の身分に從て之を記入し各別の記入を避けざるべからず然らざれば一人の疾病にして二人の同病者の如く觀察さるゝの恐あればなり又在監者中癈疾者及妊婦あるときは假令病者となりたると否とに拘らず必ず表尾に新入者並に年末の人員を掲ぐべきととなれり此の癈疾者中には不具畸形等の類を包含するは勿論なるべし

第三十三表の病者分類は病名表に準したるものにして其記入方は舊樣式と異るなし

第三十四表も亦舊樣式中より死亡者のみを分割して一表となしたるものにして記入方は異同なし

第三十五表の延人員は第三十二表病患者の延人員に異り病監に入りしより轉歸(治癒死亡出監)迄又翌年に亙る患者は年末迄の延人員を掲ぐべきものなり

第三十六表は法令改正の結果科程の丁否等を廢せられ作業種目は監獄局長の通牒に係る作業種目標準に基つき自ら以て掲載するとゝなれり而して在監人の身分別並に工錢給與錢は舊樣式に同一にして即ち工錢は上欄の延人員に對する工錢給與額は又此の工錢に對する給與額を掲ぐべきものなり而して現役百日以下就役囚員は上欄の定役囚より抽出再掲すべきものなるとは說明の如し

第三十八表舊樣式に依れば在監者の身分に依り工錢所持金の收支を表出したるものなりと雖ども身分別を廢せられたる結果身分の異同に拘らず其年度の收入支出のみを表出するに至りたるを以て遺憾なからざる手數を省略するに至るべし

第三十九表は從來年度調なりしも本表は一年間の出監者に就き工錢所持金の多寡により人員を掲ぐべき即ち曆年調に改正せられたるものなり而して出監者中工錢所持金なきものは勿論本表に掲ぐべきものにあらず

犯罪年齡調

三十二年中の事實

○犯罪年齡

別表に據て之を見るに犯罪年齡は男に在ては二十六歲以上三十歲未滿を最多と爲し年齡の長ずるに從ひ漸次其數を低下し女に在ては二十一歲以上二十五歲未滿を最多と爲し漸次其の數を下降せり所謂該時期は男女共に漸く社會の一角に現はれんとし獨立の生計を營むべきの時代なるを以て從て犯罪者の多きを產出するは免れざる所とす、社會競爭場裡に失敗したるの徒亦慨むべきにあらずや、一々その原因を調査せば或は不良の家庭に依て夠育せられたる結果もあるべく或は身體の虛弱に餘儀なくせられたる結果もあるべしと雖も之が調査の材料を缺くを以て何れが其の多きを占むるやは確知するに由なしと雖も、吾人の經驗する所に依れば不良の家庭其の多きを占めたるや疑を容れず、兎に角予は一監獄なりとも斯の如き原因を調査し大方の參考に供せられんことを實務者に向て希望を囑す

區別＼年令別	八歲以上十六歲未滿	十六歲未滿二十歲未滿	二十歲未滿廿五歲未滿	三十歲未滿四十歲未滿	四十歲未滿五十歲未滿	五十歲未滿六十歲未滿	六十歲以上	計
受刑者總數 男	三〇七七	一四、〇八六	二七、五五五	二六、四三五	二一、〇八五	一四、〇六〇	八、三三二	一三三、八四六
受刑者總數 女	三〇九	一、〇九八	二、一四四	二、〇三三	一、七四九	一、〇八〇	六、一九〇	一〇、〇〇二
受刑者百分比例 男	二、三一	一〇、五四	二〇、七四	一九、八〇	一五、七八	一〇、五六	六、二五	一〇〇、〇〇
受刑者百分比例 女	二、九四	一九、〇九	二一、四四	二〇、三三	一七、四九	一〇、八〇	六、一九	一〇〇、〇〇
全國人口ニ對スル受刑者ノ千分比例 男	〇、八五四	八、〇六六	二〇、七四九	一九、七九二	一五、七八一	一〇、五六〇	六、二五〇	一〇〇、〇〇〇
全國人口ニ對スル受刑者ノ千分比例 女	〇、一四五	二、〇七〇	四、〇五四	三、八三三	三、二九四	二、〇三八	一、一六七	一八、八五四
全國人口百分比例 男	〇、〇五四	九、一七二	一七、九二二	一七、一三〇	一三、六二一	九、一一二	五、四〇二	八六、四三六
全國人口百分比例 女	一、九九六	九、九二二	一九、六六六	一八、八六六	一五、三三三	一〇、三三三	六、一九〇	一〇〇、〇〇〇

讐て英國最近の調査（百分比例）に依れば

	十五歲乃至二十歲未滿	二十歲乃至二十五歲未滿	二十五歲乃至三十歲未滿	三十歲乃至四十歲未滿	四十歲乃至五十歲未滿	五十歲乃至六十歲未滿	六十五歲以上
人口 男	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七
人口 女	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七	七、〇七
受刑者 男	二、七二	二八、四四	三二、三三	二七、五五	二一、〇八	一四、〇六	八、三三
受刑者 女	二、九四	一五、四四	二一、四四	二〇、三三	一七、四九	一〇、八〇	六、一九

る時は女の社會上に於ける地位の異るあるが爲めなるべし

○獄事笑話

英國のカルマーセンシヤイアーに此頃死去したエバンスと云ふ一紳士がある、之は餘程の奇物で絞刑を見るのが大好物で、宛も此世に絞刑を見んが爲めに生れて來た樣なんであつた、それで何處かに絞刑があると云へば道の遠きを厭はず必らず行

て見物する、終には刑人に成り度くなつたと見へて、ガラクラフトと云ふ罪人が死刑を宣告された時、自ら進んで其の刑人にならんことを請願したが、許されなかつたので、自分の家に絞刑臺を設置し、友人を招いて一つ試みて見玉へと頻に強ひたそうだ▲或日本の紳士が監獄なるものを見たことがないからと云ふて某集治監を見舞た、先生靴の儘で一房に這入つた、囚人は怒て土足の儘我部屋に這入るとは何事ぞと打擲を始めた、僅に辛ふじて身を以て逃がれたが房の潜り戸の小さいのに頭を打つやら尻を擲かれるやらで先生の顏色が青くなつたさうだ、先生二度と再び監獄は見るものでないと謂つて居るげな▲福井某と謂ふ僞紳任者は藤澤典獄と想ふこと慈母のやうである、此の頃放免せられた後、早速鄉里に歸つて居つたが昨年の歲末金策に困つたと見へて同典獄に五圓拜借の旨を言ひ越したそうだ、典獄は之に向つて何と答へたか知れんが、典獄に金を借りるとは面白い

統計

○明治三十四年十一月末日現在全國在監人員表

區別＼年月日	三十四年十一月末日	同十月末日	三十三年十一月末日	前月ニ比シ 増	前月ニ比シ 減	前年ニ比シ 増	前年ニ比シ 減
四刑事被告人	四九、八六九	五〇、一七一	四九、八四三	一七四		二六	
懲治人	八、六七一	八、四九七	七、二二二		三〇二	一、四四九	
別房留置人	一四六	一五一	一五一		五		五
見乳	九二四	八八三	八三一	四一		九三	
合計	一〇四	一〇一	一〇	三			六
	五九、七一四	五九、八〇三	五八、一五七		八九	一、五五七	

○明治三十四年十一月末日現在全國在監人員表

	四人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	乳兒	計	比較増減△	一日平均人員
明治三十一年十一月末日現在								
警視廳	三一八	一一三六	七	二三	六	一四四九	△一七	一四〇九
京都	一四四	一八一	一三	九一	三	一四九五	△一四	一四八一
大阪	三四五	八四	六	九	九	四〇六	△一四	四〇二
神奈川	一一七	二〇	一	三	一	一四八	△一四	一四八
兵庫	一一八	三四	一	七	一	一四二	△九	一四二
長崎	三〇〇	一四四	四	一四	三	三四五	△一四	三四二
新潟	九二	八一	四	八	三	一一九	△三	一一九
埼玉	一〇一	一〇一	二	六	一	一一九	△一四	一一九
群馬	一一二	一一八	一	一四	一	一一九	△六	一一九
千葉	八八	六六	四	七	一	一〇三	△一四	一〇三
茨城	一〇九	二九	二	一七	四	一〇三	△一四	一〇三
栃木	七四	一〇四	二	七	一	一〇三	△一四	一〇三
群馬	一〇九	二九	二	一七	四	一〇三	△一四	一〇三
三重	九三	五五	一	七	一	一〇三	△一四	一〇三
愛知	一八九	五五	一	一四	一	一〇三	△一四	一〇三
静岡	九四	九三	一	三	一	一〇三	△一四	一〇三
山梨	八一	五九	一	三	一	一〇三	△一四	一〇三
滋賀	五六	五九	一	三	一	一〇三	△一四	一〇三
岐阜	一三〇	三四	一	三	一	一〇三	△一四	一〇三
長野	三一八	一一三六	七	二三	六	一四四九	△一七	一四〇九

	四人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	乳兒	計	比較増減△	一日平均人員
統計								
福島	一〇二	一八	二	一	一	一二三	△一	一二三
岩手	四一五	九一	三	一二	一三	一六三	△一	一六三
青森	二六二	九三	一	七	一	一七九	△一	一七九
山形	六一九	一〇一	一	一三	一	一七九	△一	一七九
秋田	六〇九	一一七	一	一四	一	一七九	△一	一七九
福井	三一一	六〇	一	七	一	一七九	△一	一七九
石川	四六一	九七	一	一三	一	一七九	△一	一七九
富山	二三九	九三	一	一一	一	一七九	△一	一七九
高知	一四六	五四	一	一一	一	一七九	△一	一七九
愛媛	一八四	五四	一	一一	一	一七九	△一	一七九
香川	九五	四一	一	一一	一	一七九	△一	一七九
徳島	六〇九	七四	一	一一	一	一七九	△一	一七九
和歌山	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
山口	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
島根	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
広島	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
岡山	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
鳥取	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
山口	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
福岡	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
佐賀	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
大分	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
熊本	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
宮崎	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九
鹿児島	一〇一	一二	一	一一	一	一七九	△一	一七九

○前表在監人員ノ內、外國人ヲ國籍區分スレハ左ノ如シ

區別	刑事被告人	囚人	別房留置人	計
清國人	七	二三		三〇
韓國人		三		三
佛國人		一		一
北米合衆國人	一	七		八
獨逸國人		二		二
露西亞人	四	一七		二一
印度人		一		五
諸國人		一八	一	一一
計	一二	三八	一	五一

區別	計	男	女	計	本年十月末日現在	前月比較 增	前月比較 減
鹿兒島縣	六九	六五	四	六九	六八	一	
沖繩縣	二九四	二七八	一六	二九四	二九二	二	
北海道	一、八六	一、七七	八九	一、八六	一、八六		
東京集治監	一、三六	一、二六	一〇	一、三六	一、三六		
宮城集治監	五六七	五二七	四〇	五六七	五六八		一
三池集治監	一、四五五	一、三九九	五六	一、四五五	一、四五二	三	
本監	一、〇八	九八二	一〇〇	一、〇八二	一、〇八四		二
北海道集治監 十勝	九〇一	八四七	五四	九〇一	八九九	二	
北海道集治監 網走	七七	七二	五	七七	七七		
計	四九、八八九	四五、八二九	四、〇六〇	四九、八八九	四九、八四二	四七	二〇

○明治三十四年十一月末日全國囚人刑名別

刑名	本年十一月末日現在 男	女	計	本年十月末日現在	前月比較 増	前月比較 減
無期徒刑	九〇二	五五	九五七	九四七	一〇	
有期徒刑	三、二〇七	二五六	三、四六三	三、四五三	一〇	
有期懲役	五	四	九	五	四	
重懲役	三、七八八	六一六	四、四〇四	四、三九三	一一	
輕懲役	三、一二五	三二八	三、四五三	三、四四六	七	
重禁錮 七年以下	一〇		一〇	一〇		
重禁錮 五年以下	三		三	三		
輕禁錮 五年以下	一、〇七九	一一	一、〇九〇	一、〇九九		一
輕禁錮 三年以下	五、〇九六	一〇六	五、二〇二	五、二四四		四二
輕禁錮 一年以下	九、〇六八	三四四	九、四一二	九、三五三	五七	
輕禁錮 六月以下	五、九〇九	二三七	六、一四六	六、〇一一	一三五	
輕禁錮 一月以下	一、〇〇〇	八四四	一、一六四	一、一〇三八	三九四	
計	一、八七〇	二〇六	二、四七六	二、二二八	一五二	
計	三三、八二二	一、七五八	三五、五八〇	三五、九七三	三九三	
輕禁錮 一年以下 一月以下	一、〇〇四	五〇	一、〇五四	九六五	八九	
輕禁錮 六月以下 一月以下	七七五	四三	八一八	七四二	七六	
輕禁錮 三年以下 一年以下	一五八	二二	一六〇	一四六	一四	
輕禁錮 一年以下 六月以下	四三	三	四六	五一	五	
輕禁錮 三年以下	二七	二	二九	二五	四	
輕禁錮 五年以下	一		一	一		

○明治三十四年十一月分上訴人員調

	笞刑	徒刑	流刑	禁錮	罰金	科料	合計（再犯以上ノ計）
東京控訴院管內		一八、八三三	四〇	三	七二八		四六、六三七（二七、八〇四）
大阪控訴院管內		二七、二七二	九六〇		一六五		三、二三二
長崎控訴院管內		二一、一〇五	四〇	三	八九三		四九、八六九（二八、七六四）
名古屋控訴院管內	△	九三〇	△	三	三七		五〇、一七一（二八、八二九）
宮城控訴院管內	△	二一、三四二	△	三	三七		三〇二（六五）
廣島控訴院管內	△	二三七	△	一	一二		一二（一五）
北海道控訴院管內	△	二七	△	一	一二		一二（一五）
合計	△	二三七	△	一	一二		一二（一五）

	裁判所ノ判決ニ對シ新ニ上訴ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上告ノ申立ヲ爲シタル人員	上告破毀ノ判決ニ對シ上訴ノ申立ヲ爲シタル人員	月末現在上訴人員 十月ニ比シ九月ニ比シ増△減	十一月	十月	九月	十月ニ比シ増△減	九月ニ比シ増△減
東京控訴院管內	三三	二七	一		六六九	六一〇	五九	五九	六四
大阪控訴院管內	二九	四二	一		六九四	六九三	一	一	一五
長崎控訴院管內	一五	三四	一		二九三	三一二	△一九	△一九	△四二
名古屋控訴院管內	七	三	一		一一六	一一三	三	三	五
宮城控訴院管內	一六	二七	一		二七九	二六七	八	八	一二
廣島控訴院管內	一六	九	二		七六	一〇三	△八	△八	△二七
北海道控訴院管內	七	一	五		五一	五〇	一	△一	△一五
合計	一一三	一四三	九三、一七八		二、一二七	三、一六六	五一	一二	一二

	裁判所ノ判決ニ對シ新ニ上訴ノ申立ヲ爲シタル人員	地方裁判所ノ判決ニ對シ控訴院ニ在ル間ノ上訴者	控訴院ノ判決ニ對シ上告ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上訴ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上告ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上訴ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上告ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上訴ノ申立ヲ爲シタル人員	控訴院ノ判決ニ對シ上告ノ申立ヲ爲シタル人員
東京控訴院管內	三三	二一八	九〇	一四二	×	×	六三	六五	×
大阪控訴院管內	二九	二三八	二九	一六二	×	一五	四七	四八	×
長崎控訴院管內	一五	一五三	一三	一二二	×	一四	五八	五	×
名古屋控訴院管內	七	六四	三四	二七	×	三八	一八	一	×
宮城控訴院管內	一六	六七	二一	三〇	×	一二	一	一	×
廣島控訴院管內	一六	七六	三五	四二	×	一	一	三	×
北海道控訴院管內	七	四二	三七	一〇	×	一	一	一	×
合計	一一三	八五八	二五九	五三五	×	三四二	一四三	一	九三、一七八

× 印ハ該月調獄未濟ノ者ナリ

批評

○看守訓授筆記（澤典獄著）

本書は先輩澤典獄が嘗しく看守教習所に臨んで一般戒護官吏の心得となるべき事柄をば其の多年の實驗に基きて極めて親切叮嚀に講演せられたる所の筆記にして言文一致の文体を用ひたるものなるが故に平易簡明、讀者をして恰かも面り典獄に接して其の諄々として絕へざる有益の談話を聽くの想ひあらしむる誠に斯界必讀の眞教科書なりと謂ふべし

著者の自序に曰く「獄務をして益々完全の域に進めんと欲せば先づ看守教養を專らにするにあり果して看守教養をして遺憾なきに至らば獄務自から擧らざらんと欲するも得べけんや」と識者皆な著者と其の感を同ふす然らば如何んせば能く看守教養の目的を達すべきか是れ至難の問題なり識者は少くも彼の徒らに法律規則の講釋又は武術操練等の演習を以て看守教養の能事足れりとなすの淺見を非認す果然著者も亦夙に此に見る所あり「余當に吏員に語て曰く職務の爲めには忠實なれ否な寧ろ愚直なれと」

ヨーテ翁の所謂監獄は躬行實踐の聖域たり空理空論をして一步も此の聖域を犯さしむること勿れと謂ふの意に同じ是を以て著者は其の身典獄として又警視廳第四部長として殊に又市谷拘置監の新築工事に於ける實任者として極めて煩雜忙劇の職務に在るにも拘はらず看守教習の一大要件を以て之を其の部下に放任することを爲さず「時々教習所に臨み寧ろ愚直なるも徒に才學を衒ふに勝れる所以の理を說示す」此くの如くにして始めて能く一般の吏員をして所謂躬行實踐の眞旨義を會得せしめ一面、彼の看守教習を勵行するの結果、動もすれば人をして徒らに高尙浮華の空論に馳せ反つて斯業の要素たる忠誠贊實の美德を失ふに至らしむるが如きことなきを得べし著者が至誠以て斯道の爲めに盡さんと欲するの篤き後進余が輩の深く感謝に堪へざる所なりとす

著者又曰く「初學の徒之を一讀せば益し其目的を達するの一助たらん卑近淺短の說話を省みざる所以なり」と是れ固と謙辭のみ本書、豈に獨り初學者の一助のみならんや其の所謂看守訓授筆記と稱するもの實質に於ては則ち一般監獄官吏に對するの訓授なり、最も斯道の閱歷に富める當局者が其の多年の實驗に依て研究し得られたる所の敎訓なり著者が自ら卑近淺短の說話なりと謙する所のもの少くも實驗に缺乏せる余輩後進の徒に取りては

精讀するに從て益々趣味の深やかなるものあるを感じ僅々七十九頁に過ぎざる一小冊子なりと雖も慥かに余が坐右に寶惜する珍書の一部たるの價値ありと信ず余常に僚友に語つて曰く藤澤典獄と交談すること一時間なれば其間に於て必ず一日の讀書に勝さるの利益を得る所ありと以て氏が如何に實驗に富み注意に深く且つ談話に長ずるかを知るべきなり思ふに著者が此の一小冊子に筆記せしめられたることの如きは僅かに其の蘊蓄の万分一だに過ぎざるべく之を端緒として續編の相繼で刊行せらるゝに至らんこと余輩の切望に堪へざる所なり古人曰く見二勤止語默之細一曾足レ爲二讀書窮理之助一と一言以て徒らに看守訓授筆記の名に拘泥し且つ著者が所謂初學の徒の一助に供す云々の謙辭を妄信して是れ乃公の一顧に値するものに非ずと高矜するが如き者なからんことを警告す

壬寅一月　　岳洋生妄評

雜報

○明治三十五年監獄重要事項

一月

十七日　司法省訓令第一號を以て監獄醫の作爲すべき死亡診斷書等記載事項及其樣式を定めらる

廿一日　司法省訓令第二四八號を以て囚徒及其監守官吏等私設鐵道乘車券雛形を定めらる

二月

六日　警察監獄學校々則改正せらる其改正の要點は一、第一種生の資格者に臺灣總督府警察官司獄官練習所教官を加へられたること及以上の有資格者にして休職中の者と雖も當該官廳の推薦に依り入學を許すの規定を設けられたること　二、第二種生に警部、監獄書記、看守長たるの資格あるもの即ち考査試驗に及第したる者を加へられたると生徒缺員の場合に於て校長に第二種生に入學を許すことを得るの規定を追加せられたること　三、卒業生奉職義務年限五ヶ年の內最初の三年間は原推薦廳に限ることとせられたること等なり

七日　內務省訓令第三號を以て警察監獄學校生徒旅費支給規則を定められ第一種生には內國旅費規則の判任旅費を第二種生には警察官吏其他內國旅費概則中の甲號旅費額を支給することゝなれり

廿八日　警察監獄學校第二期生、卒業證書授與式を擧行せらる其卒業生の數は第一種生九十二人第二種生二人合計九十四人なり

仝日　同校則を改め監獄科に會計、統計の二教課目を增設せられたり

三月

四日　警察監獄學校第三期生授業開始せられたり監獄科には八十六名警察科には百四十一名合計二百二十七名なり　同日

六日　眞木監獄事務官警察監獄學校講師を囑托せらる　同日

仝日　明治三十五年經費豫算在監人員の件通牒せらる　同日

十三日　勅令第五十七號を以て巡查看守俸給令を改正し巡查部長看守部長の俸給は一級二十五圓、二級二十二圓、三級二十圓、四級十八圓、五級十六圓、六級十五圓の六段階を設けらる　同日

十六日　司法省訓令第二號を以て看守點檢法發布せらる點檢は通常臨時の二つに分たれ前者は人員姿勢服裝日常携帶品及禮式を檢查するものにして後者は給與品の保存及材料を以て給與する物品の適否を檢查するものなり　同日

廿六日　明治三十四年度歲入歲出總豫算公布せられ同年監獄關係豫算に就き主なるものは司法省經費に監獄巡閱官新設に關する經費の增加なり而して集治監幷に地方監獄經費の總額は實に八十八万五千百二十八圓八十八錢四厘なりき

府縣監獄判任官の定員を各府縣通して總計七百六十人とする旨訓令を發せらる

司法省訓令第四號を以て女監取締給與品及貸與品規程を定められ給與品は羽織(冬夏に分ち)袴、靴、靴下、貸與品は手帖、捕繩呼子笛とす尤も羽織の製式は被布にして靴靴下は代料を給與するを得ることゝせられたり本訓令の發布と同時に其頭髮を束髮と爲さしむべき旨監獄局長より通牒せられたり

司法省訓令第三號を以て押丁給與品規程中を改正し冬服二組三年を冬服一組一年に改めらる

司法省會檢甲第八六號訓令を以て看守以下俸給、手當宿料、支給規則を改正せられたり　一、俸給支給定日を司法省所管雇同樣每月二十二日となし　二、病氣缺勤六十日、私事故障の爲二十日以上執務

せざるものは月俸の半額を減すること
三、宿料手當等も其支給方法及期日を俸給と同一にせられたることは其改正の要點なり

同　日　司法省會檢甲第八七號を以て監獄官吏宿直幷徹夜賄料規定を設けらる判任官は一夜に付き金十錢以内判任待遇者數師雇員は金七錢以内女監取締授業手押丁其他は金六錢以内とし總て各監獄の仕拂豫算定額内に於て支給することゝなれり

同　日　司法省訓令第五號を以て女監取締押丁給料を改正せられ女監取締は六圓以上十五圓以下押丁は五圓以上拾圓五十錢以下とし女監取締にして通歸其他特別の技能ある者には特に二十五圓迄を給することを得ることゝせられたり

十　日　富山縣典獄山口卯太郎君病死せらる

二十日　司法省會主甲第六五〇號を以て明治三十四年度地方監獄及集治監豫算整理科目を訓令せらる

四　月

二　日　勅令第九十一號及司法省令第八號を以て交通至難なる島嶼在勤者に月手當給與の件を定めらるゝ而して監獄所在地にして此手當を給與せらるべき島嶼は警視廳小笠原島支署幷沖繩縣の宮古島八重山南支署にして其金額は判任官は月六圓看守雇員は各月五圓なり

三　日　司法省會主甲第七五五號を以て監獄贅科目解疏を定め一般に訓令を發せらる

廿八日　茨城縣土浦監獄支署に於て被告人二人破獄逃走したり

六　月

二　日　正三位勳二等清浦奎吾氏司法大臣に任せらる

四　日　内務省訓令第七號を以て精神病者たる在監人放免に關する取扱手續を定めらる

十三日　小河監獄事務官大阪廣島香川愛媛德島高知の一府五縣へ出張を命ぜられたり

廿四日　勅令第百二十九號を以て司法省官制を改正し監獄事務官二人を四人と改めらる

廿七日　眞木監獄事務官三池集治及長崎佐賀、熊本縣鍋山口の五縣へ出張を命ぜられたり

廿八日　久保田監獄局長新潟、長野縣へ出張を命ぜられたり

北海道集治監外役先より囚人三名逃走したるも逮捕せられたり

七　月

十　日　新潟縣に於て關東地方典獄協議會を開設し實務上の事項を協議したり久保田監獄局長本月八日出張同會に臨席せられたり

同　日　北海道集治監空知分監北海道集治監釧路分監は九月三十日限り廢止し同十月一日より北海道北見國網走郡最寄村に北海道集治監網走分監を置かるべき旨告示ありたり

十五日　佐賀縣に於て九州聯合典獄協議會を開く

廿六日　眞木事務官臨席せられたり

法律第三十八號を以て巡查看守退隱料及遺族扶助料法、勅令第四十七號を以て同法施行期日、勅令第百四十八號を以て巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令、勅令第百四十九號を以て巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令を定めらる

八　月

一　日　閣令第一號を以て巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令により内閣恩給局長の管掌に屬する巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程を定めらる

五　日　内務省令第二十三號を以て感化法施行規程を變せらる

七　日　司法省訓令第六號を以て本年法律第三十八號巡查看守退隱料及遺族扶助料法に依り退隱料を受くるもの又は受くべき者を判任官待遇以上の監獄官吏に任用したるときは任用廳より俸給額及俸給支給を始むる月日及其の俸給を廢止し又は增減したるときは其額及其月日とを右法律に依り給與を行ふ臺灣總督廳府縣長官に通知すべき旨を訓令せらる

廿一日　小河監獄事務官神奈川縣へ出張を命せらる

勅令第百八十號を以て集治監假留監官制中分監長三人を二人に書記看守長及監獄醫の定員百十八人を百六人に改正せらる

典獄を司法省に招集して諮問會を開かる

會議は廿六日に始まり十月五日に終る會議の初日に清浦法相久保田監獄局長の訓示演說あり諮問事項は監獄事務の簡捷を圖り幷に經費の節約を計るの方法に對する意見を始めとし其他十數件にして指示事項には會計、作業、押送領置貨物、救育假出獄、巡視、統計、藩生等十數件なり

廿五日

廿六日　警察監獄學校教授兼監獄事務官山上義雄氏監獄事務官に專任せられ高等官五等三級俸給與せられたり

同　日　司法省監獄局長より監獄作業各種目前標準幷順序を通牒せられたり

十　月

十　日　山上監獄事務官警察監獄學校講師を囑托せられたり

十五日　警視廳巢鴨監獄署に於て控訴中の者三人逃走せしも捕縛せられたり

廿四日　久保田監獄局長京都大阪の二府及愛知、岐阜、滋賀、兵庫、和歌山の各縣へ出張を命せられたり

同　日　小河監獄事務官群馬、長野、山梨、靜岡の各縣へ出張を命せられたり

廿八日　司法省訓令第八號を以て看守採用規則中身幹五尺一寸を五尺と改めらる

三十日　北海道集治監典獄石澤讓吉氏監獄事務官に任ぜられ一級俸給與二十一府縣典獄の交迭及四名の新任休職其の他增俸者數名からず

十一月

八　日　北海道集治監十勝分監看守長山本伊之吉領置金千二百七圓三十六錢四厘を窃取逃走したり

十三日　神奈川縣橫須賀支署の工場六棟火災に罹り烏有灰燼に歸せり

十四日　七府縣典獄の交迭あり

十八日　久保田局長和歌山へ出張の序を以て奈良縣へ出張を命せられたり

十九日　山上監獄事務官神奈川縣橫須賀支署へ出張を命せられたり

十二月

廿五日　司法省訓令第九號を以て監獄報告例を改正せらる

廿六日　司法省訓令第十號を以て在監人身分帳中行狀錄の改正ありたり

同　日　司法省訓令第十一號を以て在監人行狀勘查及賞譽規程を廢し在監人賞譽規程を定めらる其要點は從來行狀勘查期間を廢し賞譽期間の最小限度を二ヶ年とせられたるにあり

○三十五年度監獄費豫算

司法省提出の監獄費豫算は一錢の減額を見ることなく無事衆議院を通過せり、思ふに貴族院に於ても亦無事通過を得べきか、詳細の豫算額は之を次號に讓り今俸給に就て之を本年度と比較するときは治監典獄分監長の俸給は分監長一人を減じたるが爲めに三十五年度は八百圓の減額を生じ集治監判任俸給は本年度書記五十四人看守長四十九人計百三人一人平均月俸二拾二圓監獄醫十五人一人平均月俸三拾三圓なりしも來三十五年度は書記四十四人看守長四十四人計八十八人一人平均月俸二拾七圓監獄醫十三人一人平均月俸三拾三圓即ち平均月俸に於て增加し人員に於て減少せり、人員の減少は分監の廢止に依る看守教誨師授業手は人員多少減少するも平均俸給は同じ、更に聽て地方監獄を見れば典獄の平均年俸本年度に同じく警視廳北海道廳の書記看守長監獄醫七十八人を七十四人に減じ平均月俸二拾七圓を三十三圓に增し府縣監獄書記看守長七百六十人を六百六十三人に減じ平均月俸拾八圓五拾錢を貳拾四圓五拾錢に增し通譯拾五人平均月俸五拾圓は本年度來年度共に異る所なく看守以下の吏員また左したる異動なしと謂ふ

○報告例記載方の注意

報告表に記載する數位は報告例の汎則に規定せる如く表中數位の記載あるものに對しては必ず一位以下の小數をも記載し數位の記載なきものは必ず一位に止むべきものなりと雖ども（割合を出するのは之の限にあらず）府縣の報告に依れば一位に止むべきものに尙小數を記入し之が爲め當局者も調査計算上無用の手數を要し地方に於ても狹少の欄内に多くの員數を記入するの繁累あるのみならず計算上の手數も少なからず之れ等は嚴格に樣式に準ずることは相互の便益なるべし今一位に止むべきものにして誤解多きものを聞くに左の如し

一監獄の地所及建物表の地所坪數
一官吏表の月俸
一在監人の作業延人員表の延人員
一幼年囚懲治人就學表の延時間

○在監人賞譽規程の改正

（疑義一束）

今回改正されたる賞譽規程に就て注意すべき要點を擧ぐれば

第一　賞譽期は二箇年とすとあるは其の最短期を示したるものにして從來の如く必ずしも一勘查期を經過すれば賞譽し若くは賞譽せずとの判定を下だし次回の勘查期到達を待つが如きことなく二年半若くは三年にて賞譽することを得べし

第二　第二條第三項「四人にして特別の情狀あるときは前二項の期間を短縮することを得」

とあるは二個年以下の刑期若くは二個年以上の刑期たるに論なく總べて適用するものとす

第三　第二條第一項入監後の文字は四入としての意味にして引續き數刑を執行するもの〻如きは刑期を通算し第一の入監後と謂ふの意なり

第四　今日此の改正賞譽規程を施行するに際しては舊規程に依り賞譽したる日より二個年を經過すれば典獄の意見に依り直ちに賞譽することを得べし、褫奪の場合に於ても亦同じ

第五　看守の報告すべき報告錄なるものは各縣適宜の樣式を用ゐ今日主務省に於ては一定の樣式を示さゞるべし

第六　賞譽期とあるは賞譽を行ひたる日を以て限度とし舊來の如く一定の勤查期を示すものにあらず、要するに二個年は普通の賞譽期を指すものにして二個年以下以上隨時何時にても賞譽することを得べし、之を伸縮するの點は典獄の個人的關係を詳悉し適當の措置を採らしめ得らるゝの餘地を與へたるものとす、短縮するの點に關しては實際六個月以下に下す如きは稀なる例外と見做されんことを望む

第七　現時附與したる賞表は其の儘とし別に變更を要せざるものとす

○身分帳中行狀錄の改正

簡約當を得たりと謂ふべし、唯從來の如く記入の形式的に流れざらむことを望むのみ、欄外摘出の年月日は入監より賞譽を行ひたる前日迄若くは第一回の賞譽日より第二回賞譽の前日迄の期間を掲ぐるものとす

○監獄會計規程の改正

本誌法令欄内に載する如し、領置金取扱に關し詳密の規定を設けたるは最も其の宜きを得たるものなり、第百六十九條の二領置金取扱簿に登記すべき事項携帶金差入金其他領置すべき金額（給與工錢とあるは新入の際携有したる金額總体を謂ふものにして例へば他監より送致に係る囚人に係るとは所持金一切を網羅し從て給與工錢あるときは之をも登記すべきものとすとの解釋なりと謂ふ

○女監取締被服の改正

給與規程中雨衣を加へ保存期間を延長したるは當局者の實驗に基きたるものと謂へば別に異議のあるべき筈なかるべし

○特赦申渡方法

特赦申渡方法に就て其筋の調查する所に據れば本

人を裁判所に召喚して檢事直接に特赦を申渡す向七八個所ありと謂ふ、之に就ては既に監獄則施行細則及內務省令を以て規定されたるに拘はらず尙ほ斯〻る變則を用ゐたるは何故にや訝しき限りなり或は明治十九年頃司法大臣より裁判所檢事局に向つて本人に特赦を申渡したるときは直に其旨を報告すべしとの訓達あるに依り檢事は直接本人に特赦を申渡すべきものなりとの意見あるも之は誤解にして唯報告の義務ある旨を訓達したるのみなり、之に依て直接本人に特赦を申渡すべきものと見做す能はず、理論は兎に角斯の如く區々の取扱に出でたるは不都合なるを以て右裁判所檢事局の訓達を廢止し同時に以來監獄に於て特赦を申渡すべき旨を檢事一般に其の筋より通牒したりと謂ふ

○特赦申請に就ての注意

罪質の如何と囚人の行狀とに依り相當の要件を具備する者は特赦を申請すべきは無論なりと雖も、特赦は　陛下の聖旨に出づるを以て最も愼重に意を致し一監獄より同時に多數を申請するが如きは多少の遠慮を爲さゞるを得ず、加之一時に多數を申請するときは勢調查の疎漏を免れざることあるべし、此點は當局者の最も注意すべき事項なりと謂ふ

○警部監獄書記看守長の代用方に就て

今日警部監獄書記看守長の月俸拾五圓未滿の者を二十六年勅令第百九十六號に依り任用するは一向差支なし、或は一說として三十年勅令第二百十五號（考查規程）發布以來は勅令百九十六號の特別任用規程は消滅したりとの解釋あるも、右は兩立するものにして何れを適用するも妨けなしと謂ふ

○敎誨堂供物の費途

敎誨堂に安置する佛像に對し圖費を以て香花を備へ置くは差支なき旨費目解疏に明文ありしも御餅其の他菓子等も右に準じ廳費消耗品中雜用品より購入差支なき旨其の筋の照會に對し回答ありたりと謂ふ

○小野休職典獄訃音

小野典獄は熱心に獄務を處理せられたりとの令聞ありしも二竪の爲め罹さるゝ所と爲り終に休職を希望し、且筋も請を容れて氏の志を滿さしめたるも、其病氣の重態は到底回復の望なし然れども多少また万一の僥倖を所期せざるに非ず、然るに果然氏の訃音（客月十六日死亡）に接す、豈痛惜に堪

○自殺の一新法

（神奈川縣監獄報告）

神奈川縣監獄署拘禁刑事被告人にして自殺を圖りたるものあり其方法の餘りに珍奇異例なるには多年の經驗家も一驚を喫せし所自殺の方法も爰に至りては檢束防制の手段も殆んと之れなきに窮せさるを得す今參考として其の實況を錄すれは左の如し

客年十一月二十三日午前十一時頃同監獄署拘置監分房受持看守巡警の際恐喝取財未遂事件被告人冀輸文次郎（三十五年）なるものゝ房内を視察口よりひ一瞥するや仝人坐席の邊に血痕の散點するに氣付き之れを推問すれは彼れ平然として何等の事なきを答ふ去れと看守は尚ほ不審釋けやらす此は捨て置き難しと思料し直ちに看守部長に急報し共に房内に臨み更に訊問するに彼れは尚依然として單座平氣に答へらく別條なし此答辨により不審は愈々加わるのみなるを以て進んで其身体を搜檢し觀れば何ぞ圖らん彼れは初めて股間に隱し持ちたる單丸解血に塗れたるもの二個を取出し白狀して曰く私は最早死する覺悟にて手つから根ぢ切りて取り出したり此の上は手當は無用なり如何となれは私は其の道を知り居り早や已に死ぬる計りに仕掛け置きたれはなり自若として風姿更に平常に異ならす然るに其局部を一見するや解血淋漓嚢裂の慘狀實に目も當てられす茲に於て監獄醫は直ちに相當治療を施し今や其經過善良にして最早や生命に危險なきに至れり而して茲に尤も驚くへきは此の暴擧をなすに一本片たに手にせす單に全く赤手其行爲を遂けたる一事にして暴力の程殆んと常識の思ひ及はさる所なり故に此等の擧動及遂行後の態度と云ひ孰れも到底尋常人の克くする所にあらさるは論を俟たさるを以て必す精神の異狀あるものと推定せさるを得す因て其茲に至りし本人の意思を探究するに彼れは單に恐喝取財被告人なるにも拘らす自ら信して必す死刑に處せらるゝならんとの妄覺性に陷りたるもの其答辨の奇異なるに徴して明かなり如何となれば如何に斯かる重刑に該るものにあらさるを說明し甚しき過慮なるを釋かんとするも頑として了解する所なければなり尚且つ調査して彼の親族系統に及んで愈益彼れの病的なるを信せしむるを足るものなきに非らすそは彼れに兄弟四人なるに内二人は已に自殺に由りて死を遂けたるの事實を發見せり而して斯かる妄覺性なるものは其發作極めて不可識的にして到底未遂に確知判定すること能はさるは專門醫にしてすら尚慨み

とする所なるべし要するに尤も艮く斯る場合に適宜の智識を與へ將來を指導するものは只經驗に勝るものなきを感せしめたり

○監獄茶話會

客月二十一日午後一時より監獄協會に於て例の如く茶話會は催ふされぬ、第一席監獄醫任用に就てと題し警視廳山本千代楠君は縷々監獄醫の人を得るの必要なる所以を說明し精神病學に精通したる者を醫務所長と爲すべしとて結論せり、終って片山醫學博士石澤事務官の有益なる講話（本誌所載）ありたり、討論題は前回の宿題に係る假出獄に刑期を設くるの可否（杉谷君提出）及新題「四人犯罪したるとき刑法處分獄則處分併料の當否（齋藤君提出）ありたるも何れも時刻の迫りたるが爲めに議に附するに至らず、本月は三十五年の第一次として此の艮問題に對し花々しき合戰を見ることなるべし、尚當日出席したる氏名を揭ぐれば左の如し

十二月二十一日茶話會出席人名

大原　公平君　佐瀨庄三郎君　林　弘道君　山田　貫次君
内田駒太郎君　山田虎一郎君　降籏降太郎君　中村　節君
坂本　宗竹君　伊藤　卯吉君　林　虎太郎君　神吉　貫人君
小澤千代藏君　中村　久馨君　菅　喜一郎君　宍戸　龍農君
岩越　義篤君　五十嵐竹次郎君　横溝　五郎君　小林　萬吉君
高畑孟次郎君　井口兵之助君　浦上　廣作君　野村　秀苗君
林　平治君　齋藤　廉清君　築城　喜助君　杉谷　熊吉君
石井奧三郎君　上野　傳君　齋藤　實篤君　津田　壽郎君
關井　毅君　柴田常次郎君　今　彦三郎君　屋後　盛至君
中橋　政吉君　坂本　存君　丸山　信之君　山岸　治雄君
早川　前亨君　山本千代楠君　伊藤　孝元君　齋藤　重義君
入江　武規君　印南金次郎君　宮村　壽君　荒井　眞助君
土岐外三郎君　岩下安之進君　曾田　重喜君　磯村　政富君
飯淵泰三郎君　關牟田彦次郎君　蒲原義一郎君　宮下銀太郎君
片桐岩次郎君　奥井　太郎君　石澤　讓吉君　田中　登一君
藤田　三郎君　小澤滋次郎君　黑岩太兵衛君　川上　星司君
眞木　喬君　毛利　圓壽君　足立　豐君　藤澤　正啓君
崎村　惟康君　新井　馨君　豊野　胤珍君　山崎　治平君
關近嘉次郎君　神野　忠武君　井上　榮次君　重松勘之助君
千頭　正澄君　水村　房吉君　伊藤　正賴君　和田千松郎君
永鑑　徹君　池田信太郎君　印南於菟吉君　篠原繁二郎君
江上　秀吉君　早崎　春吾君

○事故錄　自一月一日　至一月十日

一月一日　警監學校監獄科生徒及其の他在京監獄協會會員新年園體の會を開き協會に於て午後一時名刺交換會を開く會する者百四十餘名、先づ石澤君述て　陛下殿下の萬歲を三唱し會員之に和し各祝賀の杯を擧げ散會

一月三日　前二時頃三池炭坑宮ノ浦炭坑内出火、幸にして更員囚人共に何等の異狀なし一時部本縣派出所及三池集治監の外役を停止したるも各々八日より再び就役す

監獄法令

司法省訓令第九號（明治三十四年十二月二十五日）

監獄報告例別冊ノ通リ相定メ明治三十五年ヨリ施行ス（別冊ハ別ニ領布ス）

道ヲ明治三十四年（年度調ハ三十四年度）ニ係ル事實（第八表ヲ除ク）ハ從來ノ雛形ニ依リ報告スヘシ

在監人賞譽規程

三十四年十二月二十六日　司法省訓令十一號

第一條　賞譽ノ獄則ヲ謹守シ作業ニ精勵シ且眞心改悛ノ狀顯ハレ他囚ノ龜鑑トナルヘキ行爲アル者ニ對シ第二條規定ノ期間經過後一回ヲ之ヲ行ヒ賞表三個ニ至リ止ムルモノトス

第二條　囚人ハ入監後二箇年經過スルニアラサレハ賞譽スルコトヲ得ス

各賞譽ノ期間ハ二箇年トス

囚人ニシテ特ニ情狀憫諒スヘキ者アルトキハ前二項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第三條　賞表ヲ褫奪シタルトキハ其褫奪シタル日ヨリ二箇年ヲ經過スルニアラサレハ再ヒ賞譽スルコトヲ得ス

第四條　在監人ノ行狀ハ獄丁左ノ事項ニ依リ看守又ハ女監取締ヲシテ觀察セシメ綱大漏サス報告簿ニ記入ノ上之ヲ看守長ニ提出セシムヘシ

一　獄則及紀律ノ遵否ニ關スル事項

二　規圍及放逸ニ對スル思念ニ關スル事項

三　教誨及教育ニ關スル事項

四　作業及工錢ニ關スル事項

五　清潔衛生ニ關スル事項

看守長ハ看守又ハ女監取締ノ提出シタル報告簿ヲ參酌シ自己ノ意見ヲ定メ少クトモ二箇月ニ一回身分帳行狀錄ニ記入スヘシ

第五條　賞譽ヲ行ハントスルトキハ典獄ハ各囚賞譽期ノ終リタル日ニ於テ監獄書記看守長監獄醫教誨師ヲ會同シ身分帳ニ依リ行狀ヲ審査シ之ニ對スル意見ヲ諮問シ自ラ之ヲ判定スヘシ但必要ト認メタルトキハ看守女監取締及授業手ヲ列席セシムルコトヲ得

第六條　懲治人ニシテ行狀善良ナル者ハ前數條ニ準シテ賞譽スルコトヲ得

司法省訓令第十號（明治三十四年十二月二十六日）

監獄署東京府ヲ除ク集治監

明治二十六年（十二月）內務省訓令第二十九號在監人身分帳中行狀錄左ノ通相改ム

自明治　年　月　日　至明治　年　月　日	番號	氏名	犯罪	犯罪原由	獄則及紀律ニ關スル事項	規圍及放逸ニ關スル事項	教誨及教育ニ關スル事項	作業及工錢ニ關スル事項	清潔衛生ニ關スル事項	諭事要錄	判定	捺印

記載例

作業及工錢ニ關スル事項ノ欄中工錢額ノ記載ハ其期間終結ニ際シ當時ノ現在所有高ヲ記入スルモノトス

捺印欄ニハ典獄列席者ト共ニ捺印スヘキモノトス

行狀錄ノ賞譽期間每ニ之ヲ分綴スヘキモノトス

司法省訓令第十二號（明治三十四年十二月二十八日）

東京府ヲ除ク　監獄署

女監取締給與品及貸與品規程中左ノ通改正ス

第一條　中夏羽織ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一　雨衣（雨覆付）　縮緬但獨逸トンビ製

第三條　中夏羽織一箇「四箇月」ヲ「八箇月」ニ改メ夏羽織ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一　雨衣（雨覆付）　一箇　二年

司法省令甲第四七〇號（明治三十四年十二月二十六日）

東京府ヲ除ク　府縣　集治監

明治三十三年八月司法省訓令第三號獄監會計處務規程中左ノ通リ改正ス

第二十六條ノ二　明治三十四年勅令第百三十一號ニ依リ政府ト私人トノ債務ヲ相殺スル場合ニ於テハ之カ區分ヲ爲セル金額並ニ其納金ノ例ニ準ス

徵收スヘキ金額ノ相殺額ヲ超過スルトキハ歲入徵收官又ハ其事務分掌者ハ其相殺額ニ付テハ第三十條ニ準シ仕拂命令官ニ對シ納入告知書ヲ發スヘシ徵收スヘキ金額相殺額ト同等ナルトキ亦同シ

右超過額ニ付テハ第二十二條ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十八條第二項　第四十六條ニ依リ繰越シ來リタル調定濟額ニシテ其年度末日迄ニ處分完了シ後年度ニ繰越スヘキモノナキトキハ第十一號書式ニ準シ繰越額處分濟表ヲ調製シ司法大臣ニ進達スヘシ

第五十三條中「歲入徵收事務分掌者ハ」ノ下ニ「第五十四條ニ準シ」ノ八字ヲ加フ

第五十四條　歲入徵收官ハ會計規則第五十二條第二項及租稅外歲入徵收額證明規程（明治三十四年會計檢査院達第四號）ニ依リ每年度歲入徵收額計算書ヲ調製シ徵收濟繰切高ト對査ノ上證憑書ヲ添ヘ司法大臣ニ進達スヘシ

前項ノ證憑書中囚徒工錢及製作收入物品拂下代官吏遺族扶助法納金雜入中各自ノ收入其他不納缺損ニ付テハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　囚徒工錢ノ收入ニ對スル證憑書ニシテ每調定額ノ區分明カナラサルモノアルトキハ之カ區分ヲ爲セル金額並ニ其納入氏名ヲ記載シタル書類ヲ調製シ該證憑書ニ添付スヘシ

二　囚徒工錢及製作收入、物品拂下代ノ內第三章及第五章ノ證明ニ依リ金額事由ノ明カナルモノニ付テハ租稅外歲入徵收規程第八條ヲ準用シ第七十九號書式ノ仕譯書ヲ提出スヘシ

三　官吏遺族扶助法納金及雜入中各自ノ收入ニ付テハ證憑書提出ヲ要セス

四　不納缺損ニ係ルモノニアリテハ其金額事由納入氏名ヲ詳記シ典獄分監長ノ之ニ認印セル書類ヲ提出スヘシ

第六十七條ノ二　明治三十四年勅令第百三十一號ニ依リ政府ト私人トノ債務ヲ相殺スル場合ニ於テハ前條第二項第三項ヲ準用ス仕拂フヘキ金額ヲ全ク同等ナル納入告知書ヲ受クルトキハ第七十四條ノ手續ヲ爲スヘシ

第百九條第二項　明治三十四年勅令第百三十一號ニ依リ政府ト私人トノ債務ト相殺額ヲ差引タルトキ亦前項ニ準ス但收入官吏ニ對シテハ適宜ノ相殺額表ヲ製シ現金ト共ニ送付スヘシ

第百六十六條　第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ追加ス

四　領置金收受簿

第百六十九條ノ二　領置收受簿ハ第八十號書式ニ依リ携帯金差入金其他領置スヘキ金額（給與工錢ヲ除ク）ヲ登記シ收受ノ際本人ヲシテ認證セシムヘシ但携帯金ヲ除クノ外ハ他ノ書類ヲ以テ認證セシムルモ妨ケナシ

第百六十九條ノ三　典獄、分監長、監獄支署長ハ毎月一回以上領置金基帳ト在監人名簿ト照合シ出監其他ノ事由ニ依リ仕拂ノ脫落ナキヤ否ヤヲ調査スヘシ

第百六十九條ノ四　典獄、分監長、監獄支署長ハ毎月一回以上領置金基帳ノ殘高ヲ集計シ現金出納簿殘高並ニ保管金現在高ト對査スヘシ

前項ノ調査ヲ了シタルトキハ殘入識出外現金出納官吏ヲシテ第八十一號書式ノ集計表ヲ調製セシメ之ニ證印スヘシ

第六十七號書式備考第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

四　刑死者死亡者及逃走者ノ領置金ニ付テハ別ニ遺留金書留簿ヲ設ケ其氏名、刑死死亡又ハ逃走年月日、遺留金額、處分及其年月日等ヲ明ニスヘシ

第六十九條書式ニ左ノ備考ヲ追加ス

備考

一　刑死者、死亡者及逃走者ノ領置品ニ付テハ別ニ遺留品書留簿ヲ設ケ其氏名、刑死死亡又ハ逃走年月日、遺留品、處分其年月日等ヲ明ニスヘシ

二　領置物品基帳ニ登記シタル物品ニシテ數次ニ仕拂ヲ要スルモノアルトキハ別ニ受拂簿ヲ設ケ各人別ニ受拂ノ整理ヲ爲シ仕拂完了ノ日ニ於テ領置物品基帳ニ之ヲ登記スルコトヲ得

三　監房又ハ工場等ニ於テ本人ノ使用スル爲メ假出ヲ爲ス物品ハ領置物品假出簿ヲ設ケ品目、番號、數量ヲ登記シ受授ノ證印ヲ捺スヘシ

四　領置物品ノ評價ハ本人又ハ差入人ノ申立ヲ聽キ監署ニ於テ之ヲ評定スヘシ但在監中購買シタル物品ハ其購買價格ニ依ル

第七十九號書式

囚徒工錢及製作收入（物品拂下代）證澄仕譯書

何　監

一金何程　囚徒工錢及製作收入（物品拂下代）調定濟額

內譯

金何程　證憑書何葉別冊（別紙）提出ノ分

金何程　何年度物品出納證書ヲ以テ證明ノ分

金何程　何年度繰出證書ヲ以テ證明ノ分

金何程　何年度何々

備考

甲年度ニ於テ代價調定濟ニ係ル物品ノ拂出證明ヲ乙年度ニ至リ爲スヘキ場合ニアリテハ該證憑書類ハ甲年度徵收額證明ノ際之ヲ提出スヘシ

第八十號書式（用紙美濃罫紙）（第百六十九條ノ二）

備考

一數年繼續使用スルトキハ年度毎ニ口座ヲ設クヘシ

領置金收受簿

何　廳

月日	摘要	金員	番號	氏名	認證
何月何日	何某ヨリ差入	金何程	刑何號	何某	
何月何日	何某ヨリ爲替ニテ差入	金何程	囚何號	何某	
何月何日	何品外何點賣却代	金何程	囚何號	何某	
何月何日	殘入	金何程	刑何號	何某	
何月何日	何號刑所ヨリ回送	金何程	囚何號	何某	

第八十一號書式（第百六十九條ノ四）

在監人領置金集計表

在現日何月何月何年何治明

摘要	高	越	高	受	高	拂	高	在現	高	摘要	高	在現內	高譯
所持金	2,000	00	00	150	00	00	60	00	00	2,090	00	00	預金	4,030	00	00
工錢	2,000	00	00	30	00	00	40	00	00	1,990	00	00	手元金	50	00	00
總高	4,000	00	00	180	00	00	100	00	00	4,080	00	00	總高	4,080	00	00

計						

敘勳六等授瑞寶章　福井縣典獄　古野嵩央
同　同　千葉縣典獄　高木光久
同　同　山梨縣典獄　佐藤光二
同　同　岡山縣典獄　森田重行
同　同　宮崎縣典獄　松山爲治
同　同　鳥取縣典獄　山崎正
司法省監獄事務官　眞木喬

敘勳七等授瑞寶章　愛媛縣典獄　柿木原政澄
敘勳八等以下同文　岩手縣典獄　福島武司
兼三池集治監書記　兼看守長　森田實次
兼千葉縣書記　兼縣看守長　鈴木儀門
休職京都府書記　兼縣看守長　青山咸懐
兼司法省監獄事務官　小河滋二郎
仝　人

會報

○吊慰金贈與之部

該當規則條項　在職年數　贈與金額　職名　姓名

報告地方部長　第三條第九號第三項　十六年餘　金拾圓　故大阪府看守　增田和助氏遺族
大阪地方部長　第三條第九號第四項　六年餘　金六圓　故富山縣看守　青山義光氏遺族
富山地方部長

○慰勞金贈與之部

該當規則條項　在職年數　贈與金額　職名　姓名

報告地方部長　第三條第九號第五項　十六年餘　金三圓　富山縣看守　堀澤矩廣氏
富山地方部長　同　上　十年餘　金三圓　同上　西村警太郎氏
同　同　上　四年餘　金三圓　鹿兒島縣看守　伊藏才次郎氏
同　同　上　十六年餘　金三圓　靜岡縣看守　溝根貞行氏
同　同　上　十三年餘　金三圓　福井縣女監取締　香川スミ氏
同　同　上　十七年餘　金三圓　高知縣看守　横山勝輝氏
同　同　上　十八年餘　金四圓　新潟縣看守長兼監獄書記　佐々木鉄次氏
同　同　上　十年餘　金三圓　廣島縣看守　土井儀三郎氏
同　同　上　四年餘　金三圓　茨城縣看守　早川吉太郎氏

會告

一金壹百圓也

右本派本願寺ヨリ本會建築基金中ヘ寄附セラレタリ

○會員異動ノ義ハ毎月十日現在調ヲ以テ維持會員（署員何名 署外何名）通常會員（署員何名 署外何名）トシテ本會事務所ヘ宛御報告相成度候也

監獄協會

恭賀新年

明治三十五年一月

清浦奎吾　小河滋次郎　山上義雄　眞木喬　藤澤正啓
逸見祐之助　下太郎　欽政　富磯村

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 1. January, 1902.
VOL. XV.

CONTENTS.

Leading Articles:—

The word of New year.....
Criminal treatment on side of insane pathology.....
..... *Igakuhakushi,* KUNIYOSHI KATAYAMA.
History of Prison Business..... .....KINGO ISHISAWA.

Miscellaneous Tales:—

Prison Reform of Wilhelm IV, the King of Prussia.....
..... GAKUYOUSEI.
The late Mr. Yuujiro Ono, Retired Prison Governor.....
..... GAKUYOUSEI.
The Attitude to Prison Problems of Prussia National Assembly..... GAKUYOUSEI.

Miscellaneous Review:—

Illustration of Supplementary Picture.....
Prison History of late year.....
Open letter, "to prison warden."..... MIDORI MATSUNO.
Record of Prison visit..... BETSUIENSEI.
Of Revised Prison Statistics..... Mr. WADA.

Statistics:—

Number-table of Prisoners of last day, Novemb r 1901.....
" " of Foreigners in Prison.....

Book's Review:—

The Work "Instructor of Warder" by Fujisawa, the Warden..... GAKUYOUSEI.

Current Topics.

Prison Law.

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十五年一月二十日

發行人兼編輯人　礒村政富
印刷人　礒村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　愛惠堂

（電話本局二千二百十六番）